

少子化対策の現状と課題について

【目次】

| | |
|--------------------------|-------|
| I.有識者ヒアリングのポイント..... | 1～8 |
| II.東京・地方の少子化の現状・要因..... | 9～17 |
| III.少子化対策の強化・拡充の方向性..... | 18～20 |
| 参考資料 諸外国の人口・家族に関する政策.. | 21～25 |
| 国・自治体における少子化対策..... | 26～30 |

平成26年9月12日

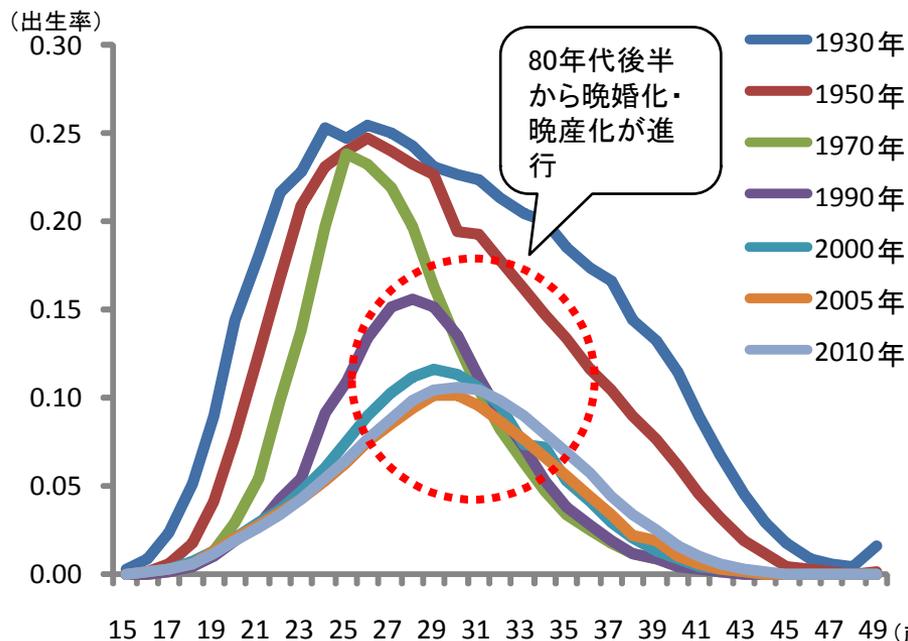
内閣府

I. 有識者ヒアリングのポイント

1. 少子化の主な要因は晩婚化・晩産化①

- ❑ 不妊治療等の医学の発展があるから、いつでも妊娠できると考えない。
- ❑ 妊娠・出産等に関する正しい医学的な知識を普及させ、自ら、ライフプランを設計できるようにする。
- ❑ 20代に安心して出産・育児を選択できる社会制度の急速に確立する。

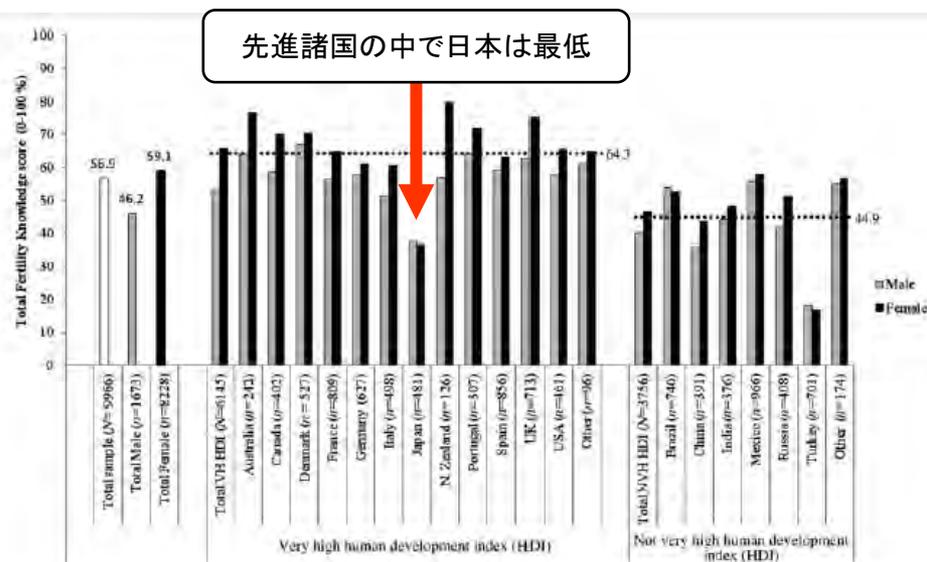
年齢別出生率



出生率＝ある年齢の女性から生まれた子ども数÷その年齢の女性人口

国立社会保障・人口研究所人口統計資料集2013

妊孕性の知識(国・男女別)

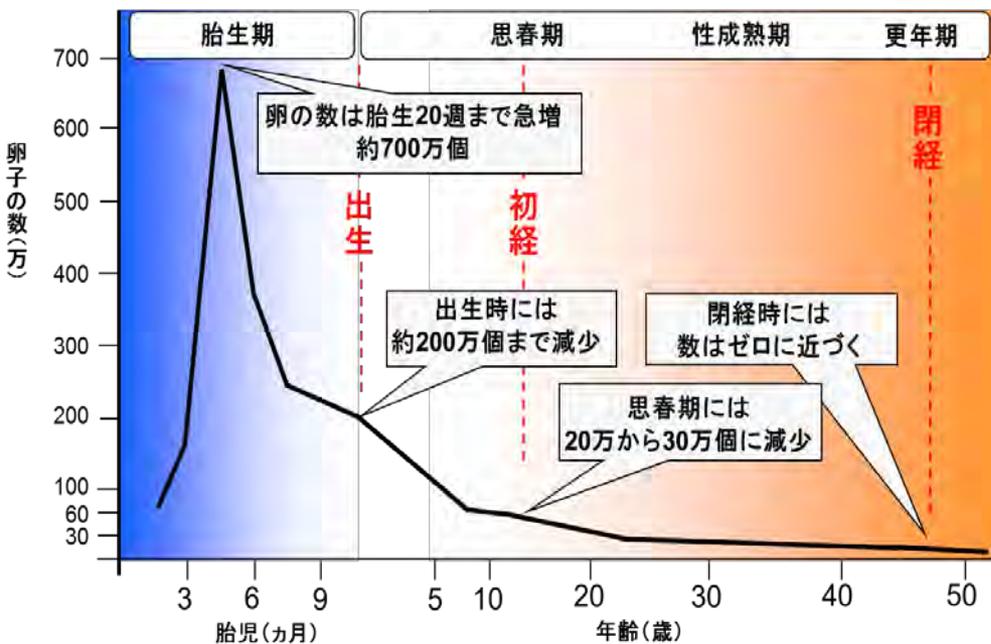


Human Reproduction, 28:385-397, 2013

(備考) 齊藤英和氏(国立成育医療研究センター副周産期・母性診療センター長)作成資料をもとに作成。

2. 少子化の主な要因は晩婚化・晩産化②

卵子の数の変化



(鈴木秋悦 ヒトの受精のタイミング 1982)

男性の加齢と精子の質の劣化

| | 40歳未満 | 40歳以上 | 両群の差 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|------|
| ・患者数 | 107 | 41 | |
| ・精子濃度 ($\times 10^6/\text{mL}$) | 95 \pm 6 | 99 \pm 58 | 無し |
| ・精子運動率(%) | 61 \pm 14 | 58 \pm 17 | 無し |
| ・正常精子率 | 8 \pm 2 | 7 \pm 4 | 無し |
| ・精子遺伝子の 断片化(%) | 12 \pm 8 | 17 \pm 13 | 有り |

J Assist Reprod Genet, On line 01 June, 2013

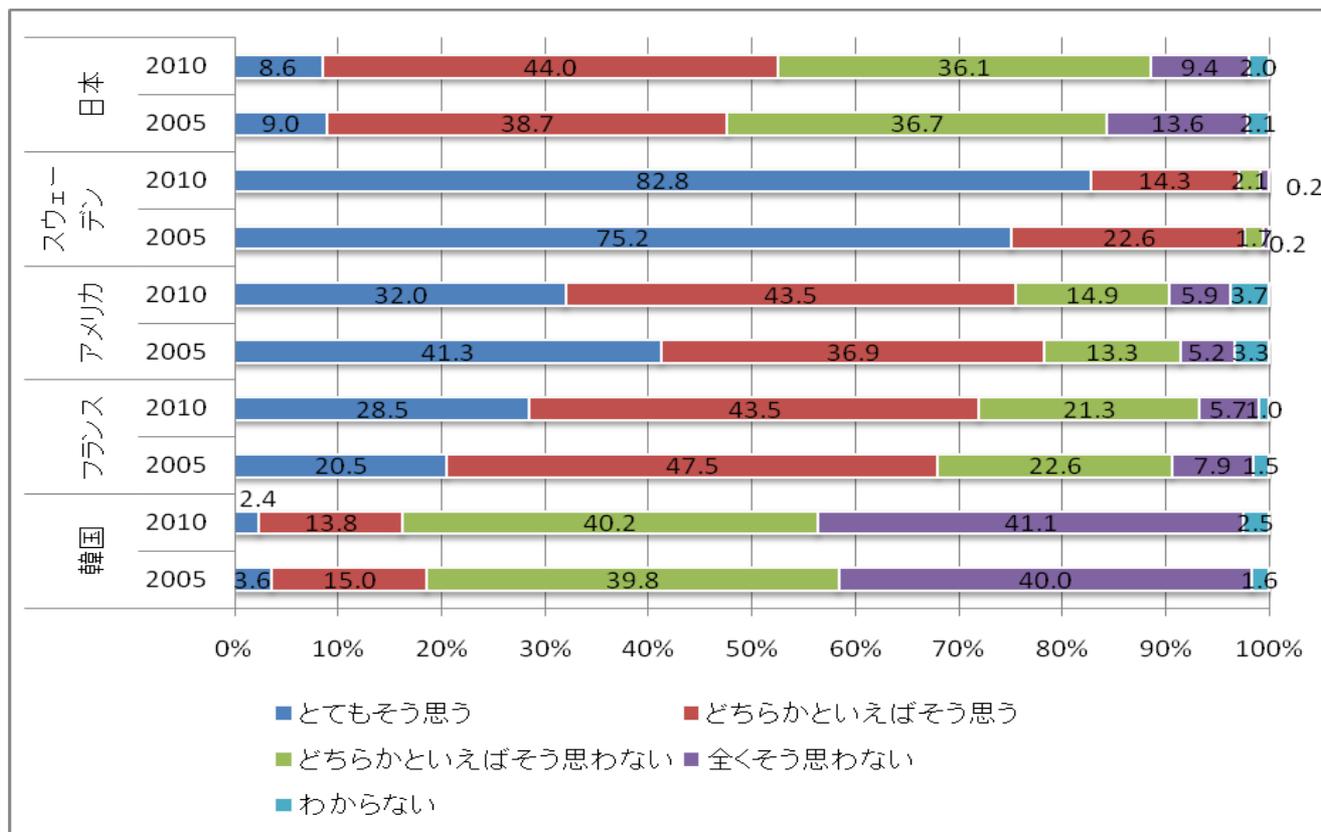
(備考) 齊藤英和氏(国立成育医療研究センター副周産期・母性診療センター長)作成資料をもとに作成。

3. 子どもを産み育てやすい社会づくり

□ 日本がスウェーデンの経験を活かすには、

- ① 就労する親の権利と男女平等の視点から男女双方が仕事と家庭を両立できること、また子どもの権利の視点から両親協同で子育てに携わるべきこと、を基本理念として、子育てしやすい労働環境を整備する。
- ② 子どもの権利と公平性の視点から、子育てにかかる経済的負担の軽減措置と公的保育の拡充を行う。
- ③ ライフスタイルの多様性を認める、人にやさしく、子どもにもやさしい社会環境を構築する。

◇ あなたの国は、子どもを産み育てやすい国だと思いますか
『少子化社会に関する国際意識調査報告書』(内閣府、2011年)

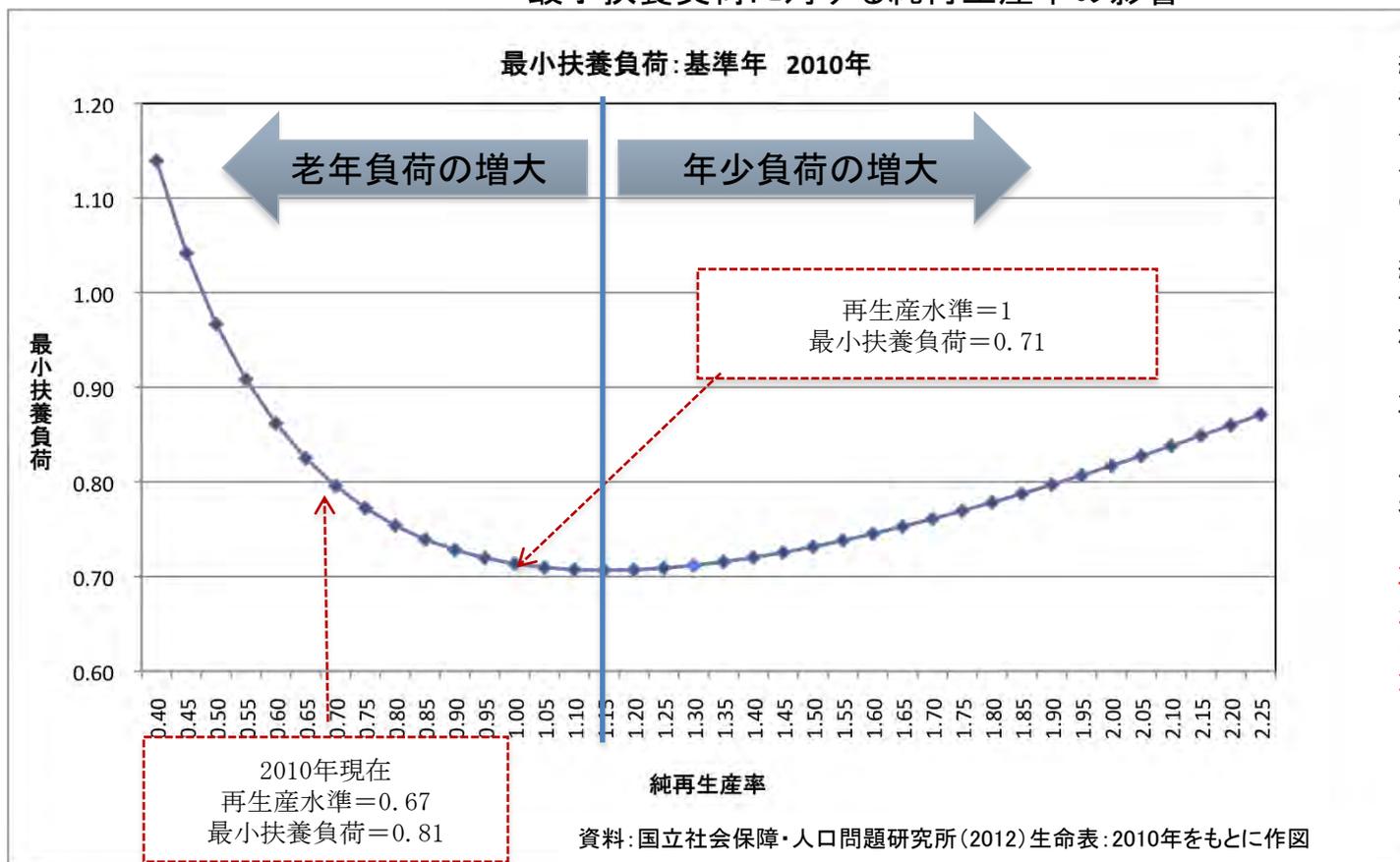


(備考) 高橋美恵子氏(大阪大学大学院言語文化研究科教授)作成資料をもとに作成。

4. 出生率回復の基本条件

- 「本人＋子ども」の選択リスクを低下させる。
 - ① 比較的早い結婚・出生タイミングであっても豊かになれる可能性を社会的に保障する。
 - ② 「就業＋子育て」あるいは「子育てのみ」≒「就業のみ」となるようにリスクをバランスさせる。
 - ③ 具体的には: 養育費・保育支援、非就業(期間)の所得保障、就業継続(復帰)などのキャリア保障など
- 社会保障システム: 高齢者扶養から若年扶養(家族形成期に対する支援)に大きくシフトさせる。
理由: 社会システムの持続可能性を優先すべきである。
- 「結婚しない・産まない自由」とともに、「結婚する・産む自由」(リプロダクティブ・ライツ)を社会が保障する。

最小扶養負担に対する純再生産率の影響



純再生産率(ある平均寿命のもとで女性が自らを再生産する確率)が1.0に近い値を取る時に、扶養負担は最小値の1人あたり0.71人

純再生産率が約0.9から1.2までは負担はほとんど変化しない。

再生産率が高くなれば(出生力の上昇、グラフの右方向)、その分、若年人口に対する扶養負担は高まる。

再生産率が1より低くなる(出生力の低下、グラフの左方向)側では、負担のカーブが急速に上昇する。

(備考) 原俊彦氏(札幌市立大学デザイン学部教授)作成資料をもとに作成。

5. 生殖補助医療・人口学・スウェーデンの家族政策等の観点からの有識者の御意見について①

不妊治療、妊娠・出産について

医学的な効率からいうと、若いほど妊娠しやすく出産しやすい。不妊治療は高齢の方が多く、40歳以上の方が40%を占めているが、妊娠治療をやっても効率は低い。

挙児を希望した時点での男性の年齢と相手の女性が妊娠に至るまでの期間を見ると、男性の年齢が高くなるほど、妊娠するまでの期間がかかることが分かっている。また、精子の数・運動量・濃度・形は加齢によってもそれほど変わらないが、40歳以上になると精子の質が劣化してくるだろうと言われている。

人は女性だけではなくて、男女とも加齢に伴い妊娠する能力が減弱し、また、妊娠中や分娩のリスク、また出生児のリスクが増加する。

不妊治療等の医学的発展があるからいつでも妊娠できると考えないで欲しい。我々はその人が持っている妊娠の能力の最大限しか助けられず、それ以上は医学によっても無理だということを教えていきたい。

妊娠・出産等に関する正しい医学的な知識を普及させ、自らライフプランを立てるようにしてあげたいと思うし、20代に安心して出産・育児を選択できるような社会制度を確立していただきたいと思う。

教育

日本は妊娠にかかわる知識が国際的にみてかなり低く、先進国の中で一番低く、後進国を含めてもトルコの次に低い。妊娠の知識をきちんと教えていくシステムがとても大切である。

価値観の多様性があることは当然であるが、社会が順調に育っていくためには、医学的な妊娠適齢期を含む家庭形成というものが、ある程度必要ということを経済課程の中で絶対教えるべきだと思う。

妊娠適齢期にかかる教育は、去年から始まったがまだまだ不足している。不妊のデータが教科書に載るようにはなったものの、家庭教育を含めて、妊娠適齢期というのは教育課程の中でどんどん教えていくべきだろうと思う。

出産年齢の推移

1970年代までは出産のピークが23～24歳にあったが、90年代以降このピークが高齢化している。1985年の男女雇用機会均等法以来、産む年齢が高まってきたと言える。これは、医学的にいいところではないということをきちんと意識して、できればこのピークが23、24、25歳あたりのところに来るような政策を立てていただきたい。

子育て環境

少子化対策には地方の創生が一番の鍵だと思っている。地方には子育ての環境があり、そこに雇用さえあれば、人が定住し、産むことができる。近所に祖父母がいるなど、自分の周り近所に子育て能力があるということがとても大切である。

6. 生殖補助医療・人口学・スウェーデンの家族政策等の観点からの有識者の御意見について②

出生率・出生力の地域差が生じる要因について

年間平均気温について南の方が高く、北の方が低い場合、年間平均気温とTFRの間に相関があるのかといえばそうではない。どちらかという、結婚のタイミングが南のほうが早く、北のほうが遅い、大きく言えばそのようなものが影響しているような印象だ。

個々の地域の出生力のばらつきがどのように異なっていくのかということについては、地域と、その地域の時代によって変わってくる。例えば北海道は昔は高い方だったが、高度成長期ぐらいから急速に下がっていき、全国最低に入り込むという現象が起きている。そのため、その地域で何の要因で出生力が変わったのかという問題は、個々の都道府県ごとに分析する必要があると考える。

他の都道府県への移動が出生率の地域差を生じさせる要因に影響を与えているのではないかという御意見については、人口動態統計の都道府県別の組み合わせデータで確認すると、男女の結婚の7割か8割は同一都道府県内でずっと起きている状況だ。結婚というのはそんなに遠隔者同士では起きない現象で、それはあまり変わらない原則だと思う。直接接触する機会が多ければ結婚する可能性は高くなる。逆にいうと、その性比の問題というのは大変大きく、性比のバランスが崩れてしまうと、結婚したいと思っても、いない相手とは結婚できない。高度成長期やその後の進学就職などを通じ人口移動が起き、性比が変動して、それが結婚に影響していると考えている。

再生産水準への回復について

女性だけの問題ではないが、女性と子供にとって再生産へのリスクを最小化する問題は、そのリスクの中身が物すごく多岐にわたっているという点、産業構造とか、遺産相続とか、そのようなものも本当は全部関係していると思う。それ自体をどのように数値的に捉えたらいいのかという点はまだ検証中だ。

しかし、少なくとも人類というのは子供の数をコントロールしながら、どんどん少なくすることによって、逆に社会の持続可能性を伸ばしてきたと考える。そのため、人口を増やす必要はないのだが、社会そのものをできるだけ長く持続させ、生命の連鎖を続けていくことが大切だ。むしろ社会というのはそのためにあるので、このままでは人口が減り続けてしまうので、社会の方を何とかしなければいけない。とにかく続けていくようにしなければいけない。そこにもう一回考え方を戻さないと、産業社会だろうと何だろうと、何のためにこの社会があるのかということがわからなくなってしまう。

人口減少問題について

人口学的に見ると、結果的に下げ止まったところが最適人口になるのではないかと。とにかく、どんどん減り続けるとか、置換水準をずっと割り込んでいく状態が何世代も続くこと自体は異常というか、どんな社会でも持続可能性はないと思っている。

あと、人口が減り続ける状態については、逆ピラミッド状態になっているというのが一番問題で、何らかの形で安定すれば、それなりの仕組みはできると思う。人口減少については当面止めようがなく、殆ど打つ手がない状況だ。しかし、減り続けるという状態でなくなればどこかでバランスがとれると思う。だから、絶対数が問題ではなくて、とりあえず減り続けるのが止まれば、地域の人口もそうだが、それに合わせた地域のデザインというのは可能だと思う。

7. 生殖補助医療・人口学・スウェーデンの家族政策等の観点からの有識者の御意見について③

スウェーデンの家族政策の観点から

スウェーデンの家族政策について

社会全体で子供を育むことの重要なポイントは、子供のいる家族への支援、あるいは子供を持ちたいとする男女への支援、家族と地域社会の協働性、両親の協働性というものがとても大事になってくるのではないかと思う。

スウェーデンの福祉国家という社会モデルに対する国民の満足度に関して、競争社会との比較という究極の議論となれば、やはり、大半の国民は、スウェーデンのような安心できる社会に身を置きたいという選択をするだろう。

スウェーデンから学べる点

子どもに優しい社会については、子どもを連れている家族にどれだけ優しい目を注いでいるか、といった個人レベルの行動からでも様々なことを考えてことができ、それを実践化することにより、スウェーデンから学べるものがあるのではないかと思う。

スウェーデンはスウェーデンで失敗を繰り返しているので、その失敗を日本も繰り返す必要はなく、そういったものを見た上で何を日本に取り入れることができるかという議論をしていくことがとても大事だと思う。

スウェーデンのワーク・ライフ・バランスについて

スウェーデン国民の価値観として、お金だけが全てではなく、人生の質や生活の質、時間の質も非常に大切にしている。

社会における女性活躍について、男性の働き方が標準にあり、そこに女性が組み込まれて、適応していくというようにしている限り日本は変わらないと感じる。

その他

働き方

働き過ぎの見直しも重要な課題だ。長時間労働、ワークライフバランスの問題は政府でしか解決できない問題。

労働時間の削減、一人当たりの仕事の負荷の軽減など働き方の見直しに力を入れなければならない。育児休業より継続的な両立が可能となるよう、保育支援に力をいれるべき。

不妊症治療を行っていて患者さんからよく聞くのが、「仕事が休めない」という声だ。不妊治療目的の休暇制度があれば、治療を行いやすくなるのではないか。子どもを何人産むかという政策とは直接関係ないとは思いますが、そういう仕組みを作ることが女性をサポートしていく上で一番のムード作りになると考える。

8. 生殖補助医療・人口学・スウェーデンの家族政策等の観点からの有識者の御意見について④

子育て・両立支援

子ども手当のような直接給付には反対。直接給付分を間接給付分に回して、保育所を建てたり、育児ママのシステムを整備したり、病児保育施設を増やすべき。

欧米では女性・若者省が設置されている。議論の中で経済政策でなく社会政策であるという視点が日本は欠けている。政府がすべきことは子育て支援と両立支援の二本柱を幅広く充実させること。今議論の待機児童解消・幼保一元化等も政府が進めていくべき。

出産・子育て・教育に係るコストを下げ、子育て世帯が将来への見通しを立てやすいような政策を、政府として一貫して行うことが必要。

安心して出産・子育てできるような支援に関するメッセージをもっと明快に出すことができれば少子化問題は改善できる余地はある。

教育・価値観

母親になるには、前々から準備が必要であり、妊娠ができる期間だけを取り出して考えるのには反対。人間のライフコースとして広く包括的にみるアプローチが重要。子どもを産むというのは1つの大きなイベントであり、教育が重要かつ社会が認めていくことが必要。

女性手帳は女性だけをターゲットにしていることが問題。女性手帳ではなく、理科教育(例えば、「生物」の授業)の中で、卵子が腐れば妊孕力が落ちるとか、何歳までが妊娠可能な歳かを教えればよい。

家庭を持ち子育てをすることが幸せなことだと考える人が徐々に減ってきている。それが幸せだという価値観が人々に伝わっていないのであれば、政府としてもっと提案していくべきだし、学校教育の場などでも教えていく必要。

男性の育児参加も少しずつ変わってきて、価値観も変わってきた。そうしたことが全体の数字の変化となって表れてくる可能性もある。日本が評価されるべき点は、若者が自分の生活で子どもを産めるかどうかを考えており、責任感はあると感じる。

地域での取組

日本の少子化は地域ごとに異なるため、地域ごとに応じた取組を行う。2階建てをイメージし、1階は全国共通、2階は地域ごとの課題(保育、結婚支援等)に応じた内容とし、多数のメニューを用意することが重要。

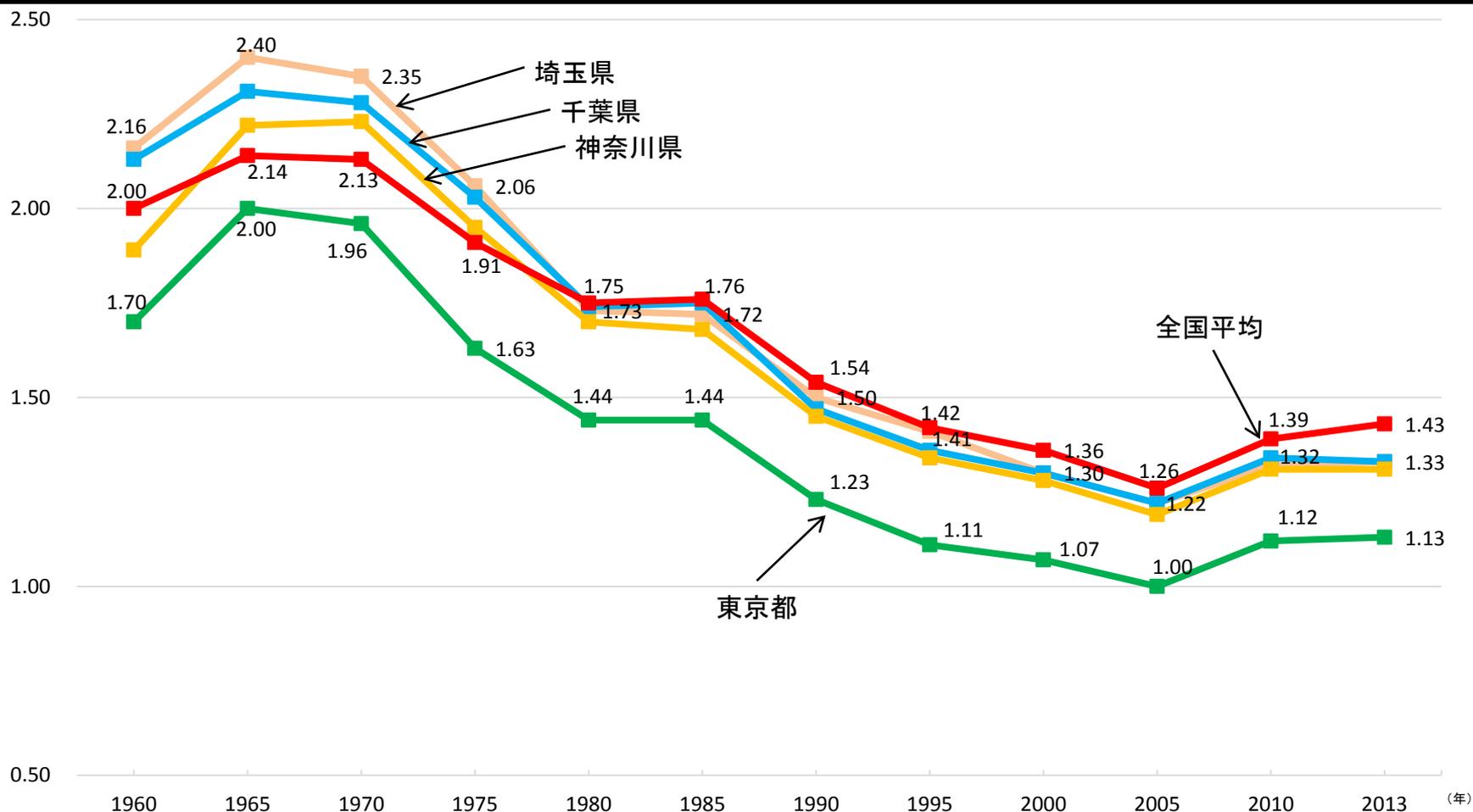
都道府県施策と市町村施策との間にはクレバス(狭間)があり、市町村は子育て支援の強化が財政負担の増加につながり、ジレンマを感じている。自治体の地域支援の取組について、政府がその成果を評価しお金を出すという財政的な仕組み、市町村単位での養育支援の狭間を埋める施策が必要。

産婦人科医・小児科医不足し、安心して子どもを産み育てる医療体制を提供できない地域は人口が減っていき自治体の維持が難しくなってくる。

Ⅱ.東京・地方の少子化の現状・要因

9. 東京圏(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)の出生率の推移

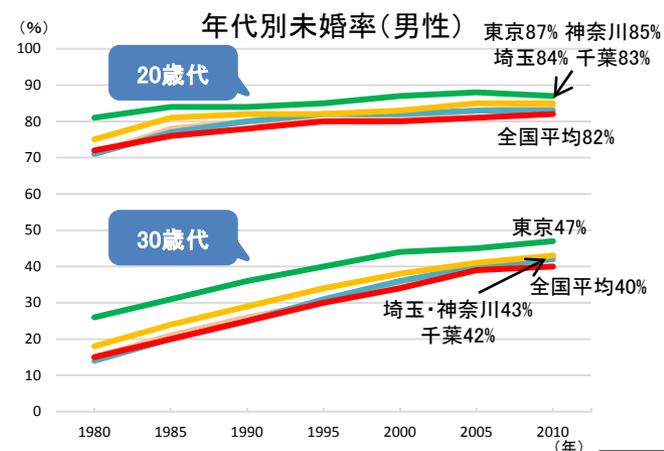
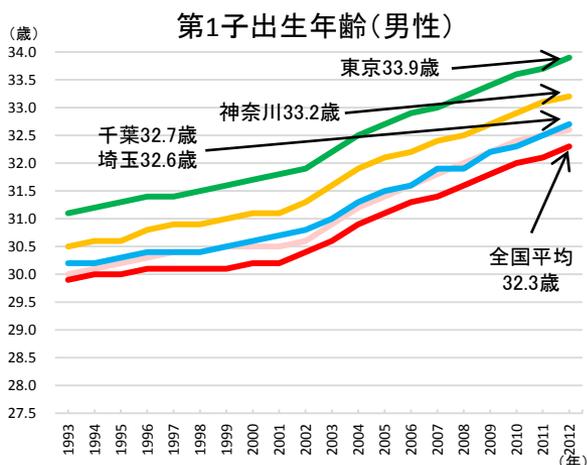
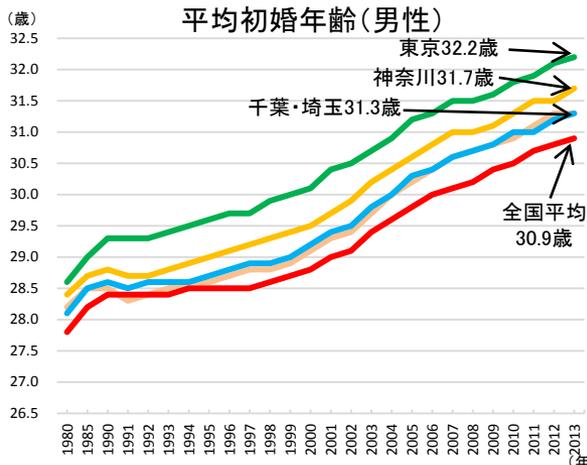
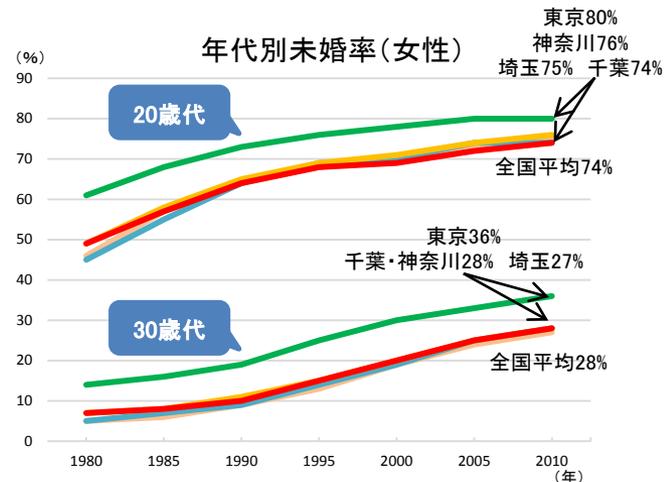
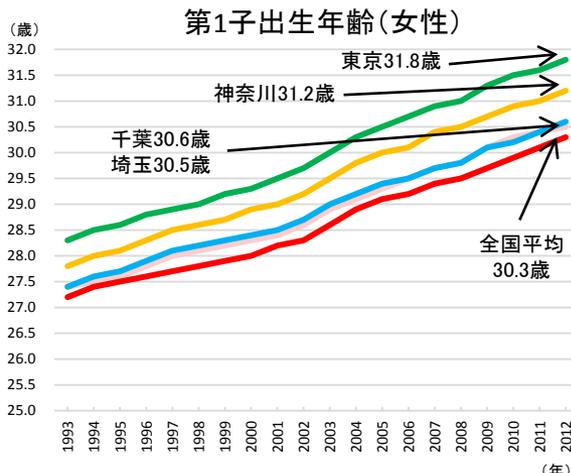
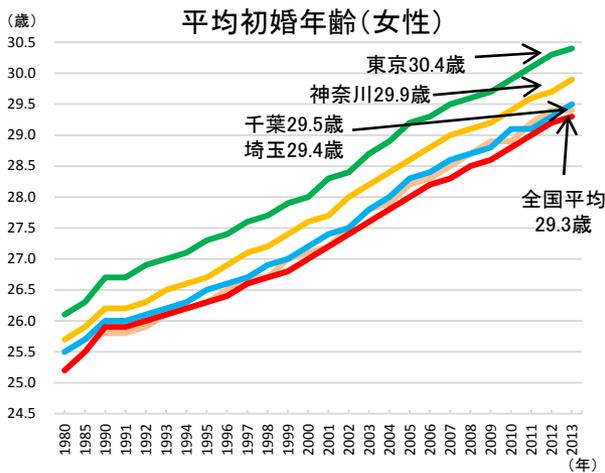
- 1980年代以降、東京都の出生率は、全国平均に比して0.25~0.3ポイント程度低位で推移。
- 千葉県・埼玉県・神奈川県は1980年代以前は全国平均を上回っていたが、その後は全国平均を下回って推移。



(備考)厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。「出生率」は合計特殊出生率を指す。

10. 東京圏における晩婚化・晩産化

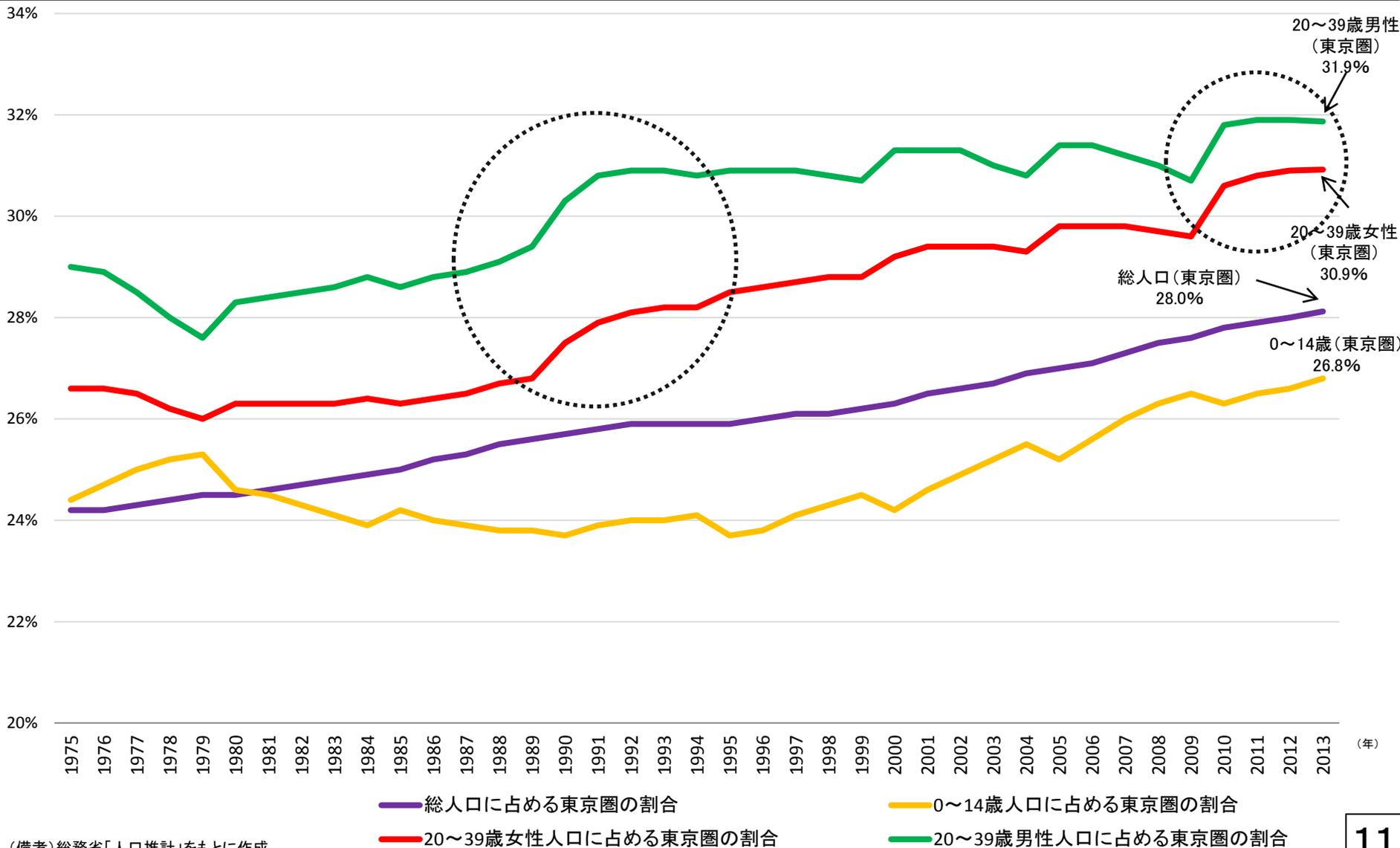
- 東京都の平均初婚年齢は全国平均より女性1.1歳、男性1.3歳高く、第1子出生年齢は女性1.5歳、男性1.6歳高い。
- 東京都の未婚率は、20歳代は全国平均より女性6%、男性5%高く、30歳代は全国平均より女性8%、男性4%高い。



(備考) 1. 平均初婚年齢・第1子出生年齢については、厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。2012年までは実績。2013年は概数。
2. 年代別未婚率については、総務省「国勢調査」をもとに作成。

11. 東京圏に集中する若年層

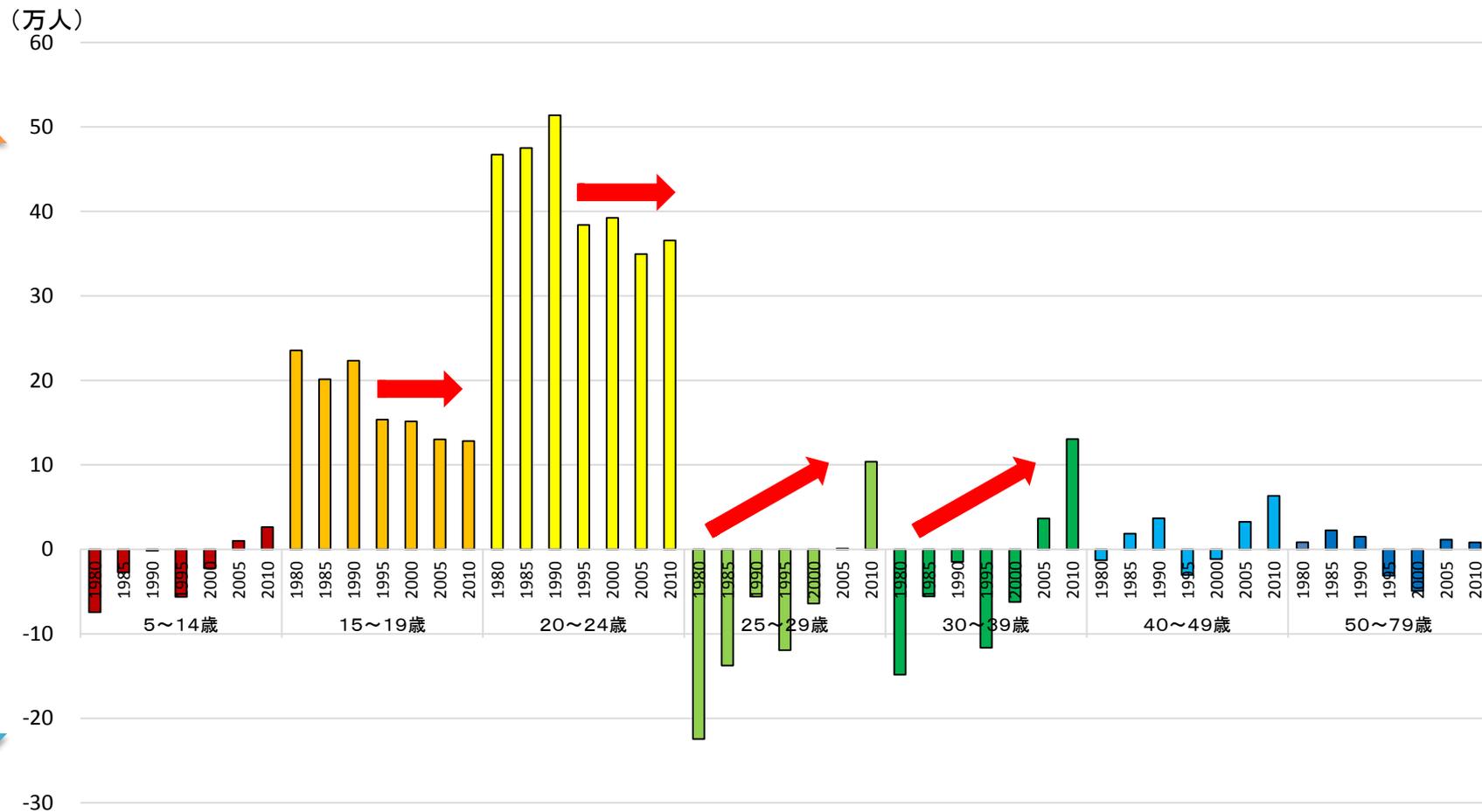
□ 東京圏に住む若年層(20~39歳)の総数に占める割合は、1990年初頭に男性30%超、女性28%超まで高まり、その後も漸増し、直近(2013年)では、男性31.9%、女性30.9%に達している。



(備考)総務省「人口推計」をもとに作成。

12. 東京圏における年齢別転入・転出超過数の推移

- 東京圏への転入超過数は15～19歳、20～24歳が最多。1990年代にやや低下した後、横ばいで推移。
- 20歳代後半、30歳代は過去転出超過で推移していたが、2000年代に入って転入超過に転じている。

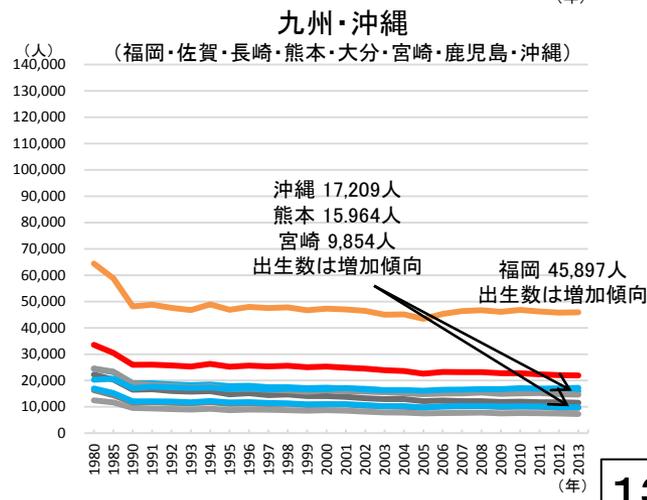
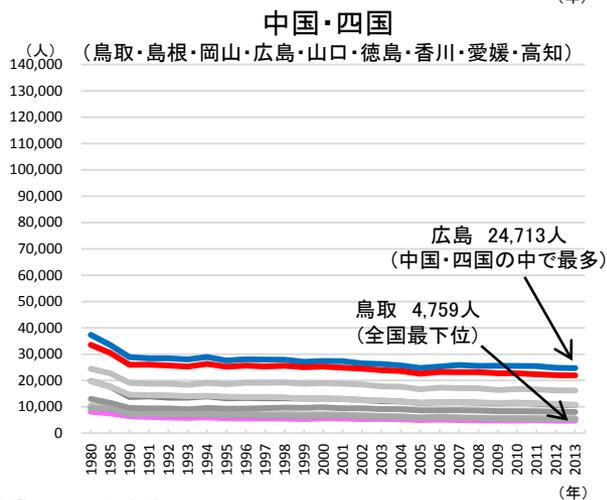
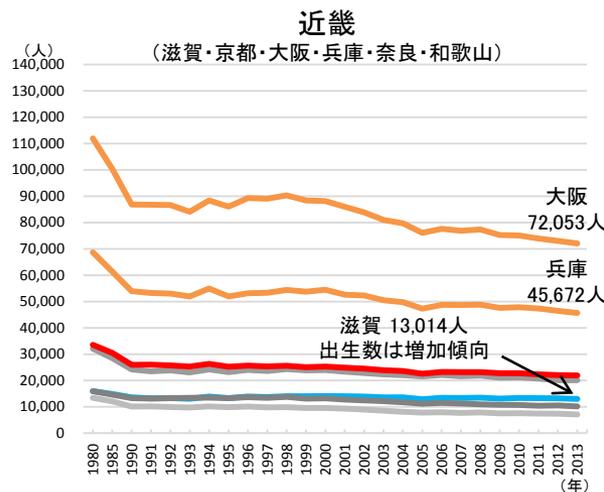
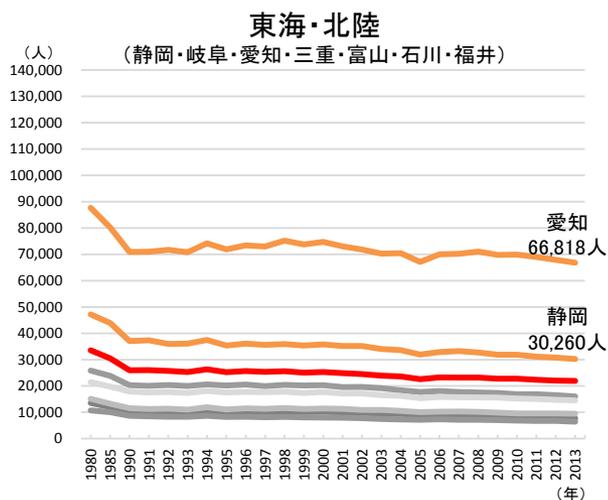
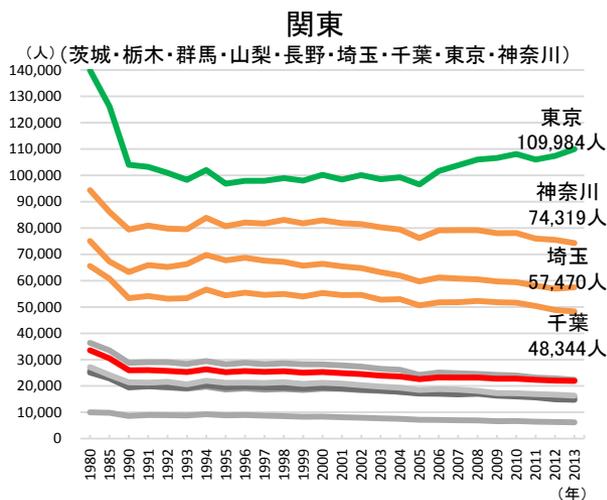
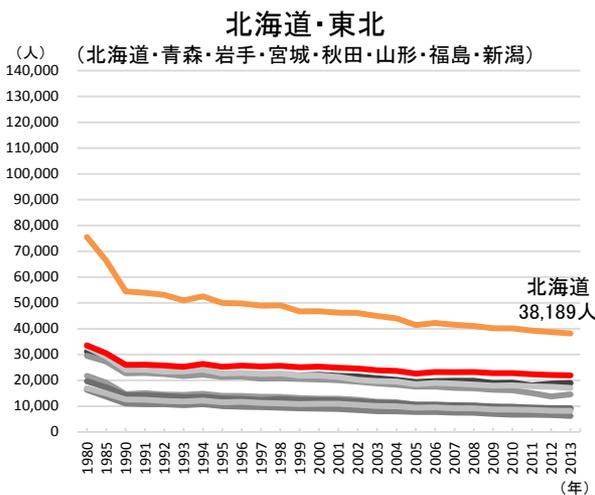


(備考) 1. 総務省「国勢調査」をもとに作成。

2. 年齢別転入・転出超過数については、前回調査した年の人口に生残率を乗じて本年の期待人口(社会移動がないと仮定した人口)を算出し、本年の実際の調査人口から当該期待人口を減じて算出。

13. 47都道府県における出生数の推移

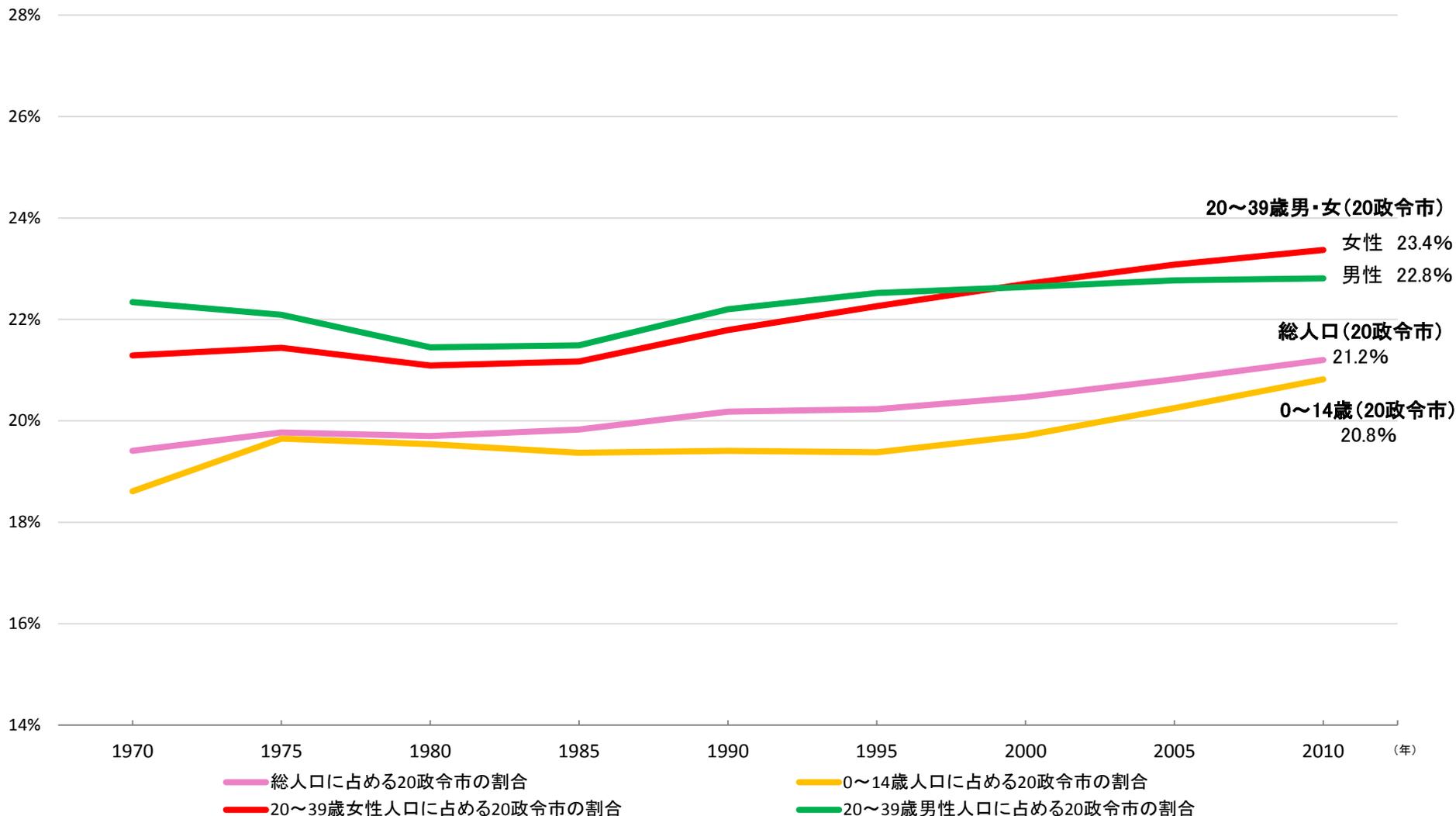
- 出生数の上位は東京圏・大阪圏・名古屋圏が占め、上位7都府県(東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉、兵庫)で全国の出生数(約103万人)の46.1%を占める。
- 2005年(出生率・出生数ともに当時の過去最低値)を比較して、現時点(2013年)で出生数が増加に転じているのは6都県(東京、滋賀、福岡、熊本、宮崎、沖縄)にとどまっている。



(備考)厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。2012年までは実績。2013年は概数。

14. 大都市部(政令市)への若年層の集中

□ 政令市に住む若年層(20~39歳)の総数に占める割合は、1980年前後にやや低下した後、漸増を続けている。2000年以降、女性の割合が男性の割合を上回っている。



(備考) 1. 総務省「国勢調査」をもとに作成。

2. 20政令市: 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

15. 大都市部(政令市)の出生率の推移

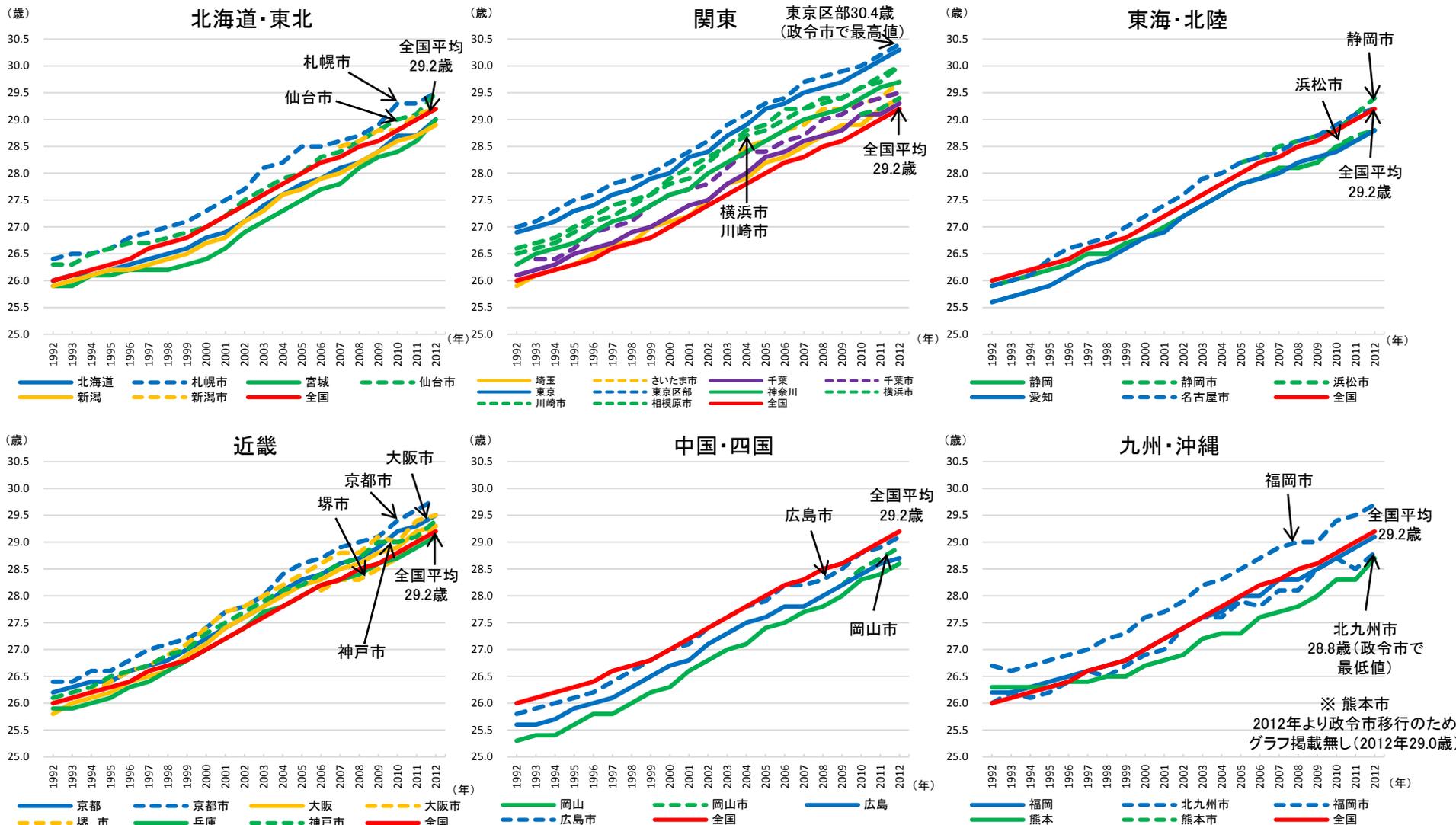
- 政令市の出生率は、全国平均に比して概して低い。札幌市、仙台市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市などが特に低い。晩婚化・晩産化など、東京圏と同じ現象が認められる。
- 浜松市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市など、全国平均よりも出生率が高い例もみられる。

| 都道府県 | | | | 政令市 | | | |
|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | H10-14 | H15-19 | H20-24 | | H10-14 | H15-19 | H20-24 |
| 北海道 | 1.22 | 1.19 | 1.25 | 札幌市 | 1.09 | 1.01 | 1.08 |
| 宮城県 | 1.35 | 1.28 | 1.29 | 仙台市 | 1.26 | 1.16 | 1.21 |
| 埼玉県 | 1.26 | 1.26 | 1.31 | さいたま市 | 1.31 | 1.26 | 1.34 |
| 千葉県 | 1.25 | 1.26 | 1.33 | 千葉市 | 1.25 | 1.23 | 1.32 |
| 東京都 | 1.03 | 1.04 | 1.11 | 東京区部 | 0.98 | 0.99 | 1.07 |
| 神奈川県 | 1.25 | 1.24 | 1.30 | 横浜市 | 1.25 | 1.22 | 1.29 |
| | | | | 川崎市 | 1.29 | 1.23 | 1.30 |
| | | | | 相模原市 | 1.27 | 1.20 | 1.27 |
| 新潟県 | 1.47 | 1.38 | 1.42 | 新潟市 | 1.27 | 1.24 | 1.29 |
| 静岡県 | 1.47 | 1.44 | 1.53 | 静岡市 | 1.34 | 1.30 | 1.40 |
| | | | | 浜松市 | 1.52 | 1.48 | 1.57 |
| 愛知県 | 1.39 | 1.39 | 1.51 | 名古屋市 | 1.24 | 1.25 | 1.35 |
| 京都府 | 1.23 | 1.20 | 1.27 | 京都市 | 1.11 | 1.10 | 1.16 |
| 大阪府 | 1.27 | 1.25 | 1.32 | 大阪市 | 1.21 | 1.20 | 1.25 |
| | | | | 堺市 | 1.32 | 1.32 | 1.42 |
| 兵庫県 | 1.34 | 1.30 | 1.40 | 神戸市 | 1.20 | 1.19 | 1.28 |
| 岡山県 | 1.47 | 1.42 | 1.49 | 岡山市 | 1.49 | 1.37 | 1.44 |
| 広島県 | 1.38 | 1.39 | 1.54 | 広島市 | 1.31 | 1.32 | 1.46 |
| 福岡県 | 1.33 | 1.31 | 1.43 | 福岡市 | 1.18 | 1.13 | 1.24 |
| | | | | 北九州市 | 1.35 | 1.34 | 1.50 |
| 熊本県 | 1.53 | 1.51 | 1.61 | 熊本市 | 1.43 | 1.41 | 1.49 |

(備考)厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」をもとに作成。都道府県別の合計特殊出生率の算出には、政令市の数値も含まれている。

16. 大都市部(政令市)における晩婚化・晩産化

政令指定都市における平均初婚年齢(女性)の推移



(備考)厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。

17. 出生数・率の地域差の理由

- 子どもを増やすにあたっての課題として、
- ・東京圏や大阪圏では、保育サービスが整っていない、家が狭い
 - ・地方では、雇用が安定していない
 - ・地域共通としては、子育て費用、仕事との両立、自身・配偶者の年齢等があげられている。

「子どもを増やすにあたっての課題は何か」という質問に対する回答。(子どもを持つ夫婦へのアンケート調査)^(%)

| | か か 育 り て や 教 育 に お 金 が | い 保 育 サ ー ビ ス が 整 っ て | 雇 用 が 安 定 し な い | 職 働 場 環 境 が な い | 働 き な が ら 子 育 て で き る | 自 分 の 昇 進 ・ 昇 格 に 差 し 支 え る | 家 が 狭 い | 社 会 環 境 で な い | 子 ど も が の び の び 育 つ | 自 分 ま た は 配 偶 者 が 高 年 齢 | 肉 体 的 負 担 に 耐 え ら れ な い | こ れ 以 上 ・ 育 児 の 心 理 的 、 | 身 体 的 ・ 精 神 的 な 苦 痛 | 妊 娠 ・ 出 産 の と き の | 健 康 上 の 理 由 | 協 力 が 得 ら れ な い | 配 偶 者 の 家 事 ・ 育 児 へ の | そ の 他 | 特 に な い | |
|------------------|--|---|--------------------------------------|--------------------------------------|---|--|------------------|---------------------------------|--|--|--|--|--|---|----------------------------|--------------------------------------|---|-------------|------------------|--|
| N=12289 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道 (N=542) | 68.3 | 17.7 | 19.9 | 27.9 | 2.6 | 20.8 | 13.8 | 31.6 | 17.7 | 19.6 | 12.5 | 8.7 | 1.1 | 9.0 | | | | | | |
| 東北 (N=666) | 70.9 | 19.2 | 25.8 | 27.5 | 1.8 | 20.0 | 16.1 | 31.5 | 20.7 | 19.2 | 8.1 | 7.2 | 2.1 | 6.9 | | | | | | |
| 北関東 (N=476) | 71.8 | 20.2 | 20.0 | 29.6 | 3.8 | 18.9 | 13.0 | 28.6 | 18.5 | 18.1 | 10.1 | 6.9 | 2.1 | 8.4 | | | | | | |
| 首都圏 (N=4012) | 68.2 | 22.3 | 19.2 | 29.2 | 2.8 | 28.2 | 16.0 | 27.5 | 19.7 | 17.2 | 8.2 | 8.6 | 1.3 | 7.5 | | | | | | |
| 北陸 (N=394) | 70.3 | 15.7 | 23.1 | 27.9 | 2.0 | 17.0 | 12.4 | 27.2 | 25.4 | 19.8 | 9.9 | 9.9 | 2.8 | 7.4 | | | | | | |
| 中部 (N=1864) | 70.0 | 17.9 | 18.3 | 29.3 | 2.6 | 21.2 | 12.9 | 25.5 | 21.0 | 18.0 | 8.4 | 9.1 | 1.8 | 7.6 | | | | | | |
| 近畿 (N=2386) | 68.8 | 20.2 | 18.1 | 28.8 | 2.2 | 25.5 | 17.4 | 27.2 | 21.4 | 18.5 | 8.2 | 8.9 | 0.9 | 7.5 | | | | | | |
| 中国・四国 (N=954) | 73.0 | 19.0 | 23.2 | 32.7 | 3.2 | 19.5 | 15.2 | 27.4 | 21.1 | 17.6 | 10.6 | 9.6 | 1.2 | 6.0 | | | | | | |
| 九州・沖縄 (N=995) | 72.6 | 20.2 | 23.0 | 30.6 | 2.0 | 22.5 | 15.1 | 28.4 | 20.9 | 19.4 | 9.8 | 9.0 | 1.6 | 6.6 | | | | | | |

※特定の項目において、他の地域ブロックと比べ、回答率が高い地域ブロックについて着色している。

※調査については、1.子どもを持つ夫婦、2.妻の年齢(20~49歳)、3.第1子の年齢(0~18歳)の3要件を満たす夫婦を対象に、2011年11月17日~11月28日の間に実施。

有効回答数は夫婦12,289組(24,578サンプル)。横軸(各地域)を合算すると100%超となるのは、回答が複数選択可能なため。

(備考)内閣府(共生社会政策担当)「都市と地方における子育て環境に関する調査報告書」をもとに作成。

Ⅲ. 少子化対策の強化・拡充の方向性

18. 直近の政策提言

27年度予算要求・税制改正要望に向けた緊急提言 (H26.8.26少子化危機突破タスクフォース予算・税制検討チーム)

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| 1 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充 | 「地方目線」「当事者目線」で、きめ細やかな少子化対策が継続的に実施できるよう、 <u>地域の実情に応じたニーズに対応した、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を推進するため、平成25年度補正予算により創設した地域少子化対策強化交付金を延長・拡充すること。</u> |
| 2 子ども・子育て支援新制度において質・量の充実を図るために必要な財源の確保 | 平成27年度に本格施行が予定されている新制度については、 <u>幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の質・量の充実を図るための財源(1兆円超程度)の確保に努めること。消費税率10%への引上げにより得られる税収のうち0.7兆円程度が充てられることとされているが、残りの0.3兆円超についても確保すること。</u> |
| 3 抜本的な少子化対策に取り組むための財源のさらなる確保 | 少子化対策を未来への投資として、3人以上の多子世帯に対する子育てにかかる費用負担の軽減等を図るとともに、 <u>抜本的な少子化対策に取り組むためにも財源のさらなる確保が必要である。出生率をV字回復させた欧州諸国の成功事例も踏まえつつ、現在の家族関係社会支出の対GDP比約1%の倍に当たる対GDP比2%を目指すこと。</u> |
| 4 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業支援のための税制 | 次世代育成支援対策推進法が延長・強化されたことを踏まえ、 <u>仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む子育てサポート企業として「くるみん」認定を取得するインセンティブを与え、企業の「くるみん」認定取得を推進・加速化するため、平成23年6月30日に創設された「くるみん税制」を延長・拡充すること。また、さらなる仕事と家庭の両立支援の取組を進め、「プラチナくるみん(仮称)」認定を取得した企業に対しては、さらなる税制優遇措置を受けられるようにすること。</u> |
| 5 結婚・子育て支え合いを促進するための税制等 | 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進するとともに、 <u>若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てのできる環境整備に向けて、高齢者世代が若い世代を支える、信託の機能を活用した新たな贈与税の非課税措置を設けること。子育てに要する支出を控除の対象とするような所得税制上の措置を設けること。今後、社会保障制度の充実による高齢者給付の国庫負担分を死亡時に国庫還元する仕組み、女性の働き方の選択に対して中立的な税制等への見直し、及び3人以上の多子世帯に対する税制優遇について検討すること。</u> |
| 6 三世代同居・近居に係る軽減のための税制 | 高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、 <u>子育て世代の子育ての態様について各人の希望を実現するため、三世代同居・近居に係る税制上の措置を設けること。</u> |
| 7 民間企業の本社機能の地方移転を促進するための税制 | 個性を活かした地域戦略と、働き場所があって暮らし続けられる地域社会の構築に向けた議論とあわせ、 <u>都市と地方の在り方を含めた望ましい未来像を実現するため、中長期的に企業の本社機能の地方移転を促進するためのインセンティブについて、法人実効税率の引き下げの検討の中で併せて検討すること。</u> |

19. 国の少子化対策における主な新規・拡充事項①

平成27年度各省庁予算概算要求（抜粋）

| 担当省庁 | 項目 | 内容 | 金額 |
|-------|-------------------------------|--|---------|
| 内閣府 | 子ども・子育て支援新制度 | 平成27年4月に施行を予定している子ども・子育て支援新制度に係る必要な経費等については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討（平成26年度に「保育緊急確保事業」として予算措置された額と同額を要求し、増額分については事項要求）。 | 1,045億円 |
| | 地域における少子化対策の強化 | 我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。 | 30億円 |
| 厚生労働省 | 「子育て支援員（仮称）」研修制度の創設 | 幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員（仮称）」として認定する仕組みを創設し、新たな担い手となる人材の確保を図る。 | 6.5億円 |
| | 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化 | ①妊娠・出産包括支援事業の展開 退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うための事業について、様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行い、切れ目のない支援を実施する。 ②不妊に悩む方への特定治療支援事業 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。 | 170億円 |
| | 女性のライフステージに対応した活躍支援 | 子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、託児付き再就職支援セミナーを拡充するとともに、マザーズハローワーク事業について、出張相談の充実や出張セミナーの実施、求職者等に対する情報発信機能の強化などの充実を図る。また、実習と講義を組み合わせた訓練コースや、育児との両立に配慮した短時間訓練コースを実施するほか、ものづくり分野における女性の就業を促進するため、女性向け訓練コースの開発等を行う。さらに、キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金によって、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を実施する事業主等への助成を行う。 | 127億円 |
| | 人口減少に応じた地域福祉のまちづくり等 | ・人口減少・地域基盤の脆弱化に対応し、年齢・性別にかかわらず、意欲・個性や能力に応じて様々な形で活躍できる地域の構築を目的として、複合型共生施設の全国展開を図るなど、高齢者・障害者・子ども等が共生し、住民参加、生涯現役によるまちづくりを進める。 ・「まち・ひと・しごと創生」の検討の基礎となる、全国の直近の結婚・出産動向の把握と分析を行うとともに、自治体によるエビデンスに基づく「まち・ひと・しごと創生」関連施策の構築支援を行う。 ・就職・結婚・出産等のライフステージに応じて、若者がどのように行動するか、一定の若者を継続的に調査し、若者の行動が地方の人口に与える影響を分析する。 | 146億円 |
| 文部科学省 | 放課後子ども総合プランの推進 | 「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材の育成のため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省と連携し、総合的な放課後対策を推進する。そのため新たに策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ（厚生労働省）と一体型の放課後子供教室の計画的な整備を推進する。 | 170億円 |
| | 幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組） | 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」で取りまとめられた方針を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとされているため、事項要求とする | 事項要求 |

20. 国の少子化対策における主な新規・拡充事項②

平成27年度各省庁税制改正要望（抜粋）

| 担当省庁 | 項目 | 内容 | 対象 |
|-----------------------|---|---|--|
| 内閣府 金融庁 | 子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託に係る贈与税の非課税措置等の創設 | 子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援し、少子化問題に対応するために、信託等の機能を活用し、結婚・妊娠・出産・育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合について、一定額に対して非課税措置を講ずる。また、子育てに要する支出を所得税制上の控除の対象にする。 | 贈与税 所得税 |
| 内閣府 | 三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設 | 三世帯同居・近居に資する住宅確保のための住宅関連税制の軽減措置 ①二世帯の同居・近居に伴う住宅用不動産の譲渡・買換え等の特例措置の拡充 ②二世帯住宅に係る税制上の軽減措置の創設 | 所得税 個人住民税 固定資産税 |
| 内閣府 厚生労働省 文部科学省 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置 | 新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずるなど、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う所要の措置を講ずる。 | 関税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 都市計画税 |
| 内閣府 厚生労働省 | 子育て支援に係る税制上の措置の検討 | 児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)による附則第2条第1項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 | 所得税 個人住民税 |
| 内閣府 厚生労働省 | 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充 | 企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。また、企業がさらなる両立支援に係る取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。 | 所得税 法人税 |
| 文部科学省 金融庁 | 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充 | 祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金に係る平成27年12月31日までの贈与税の非課税措置について、以下の3点を措置する。 ① 非課税措置の恒久化。 ② 非課税対象範囲の拡大や、口座開設手続等の簡素化を行う。 ③ 直系尊属(祖父母等)以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象とする。 | 贈与税 |
| 金融庁 | NISAの拡充 | ジュニアNISA(仮称)の創設:0歳から19歳の未成年者の口座開設 →高齢者層から若年層へ、預貯金から株式等への資金シフトを後押し | 所得税 |

新しい大綱

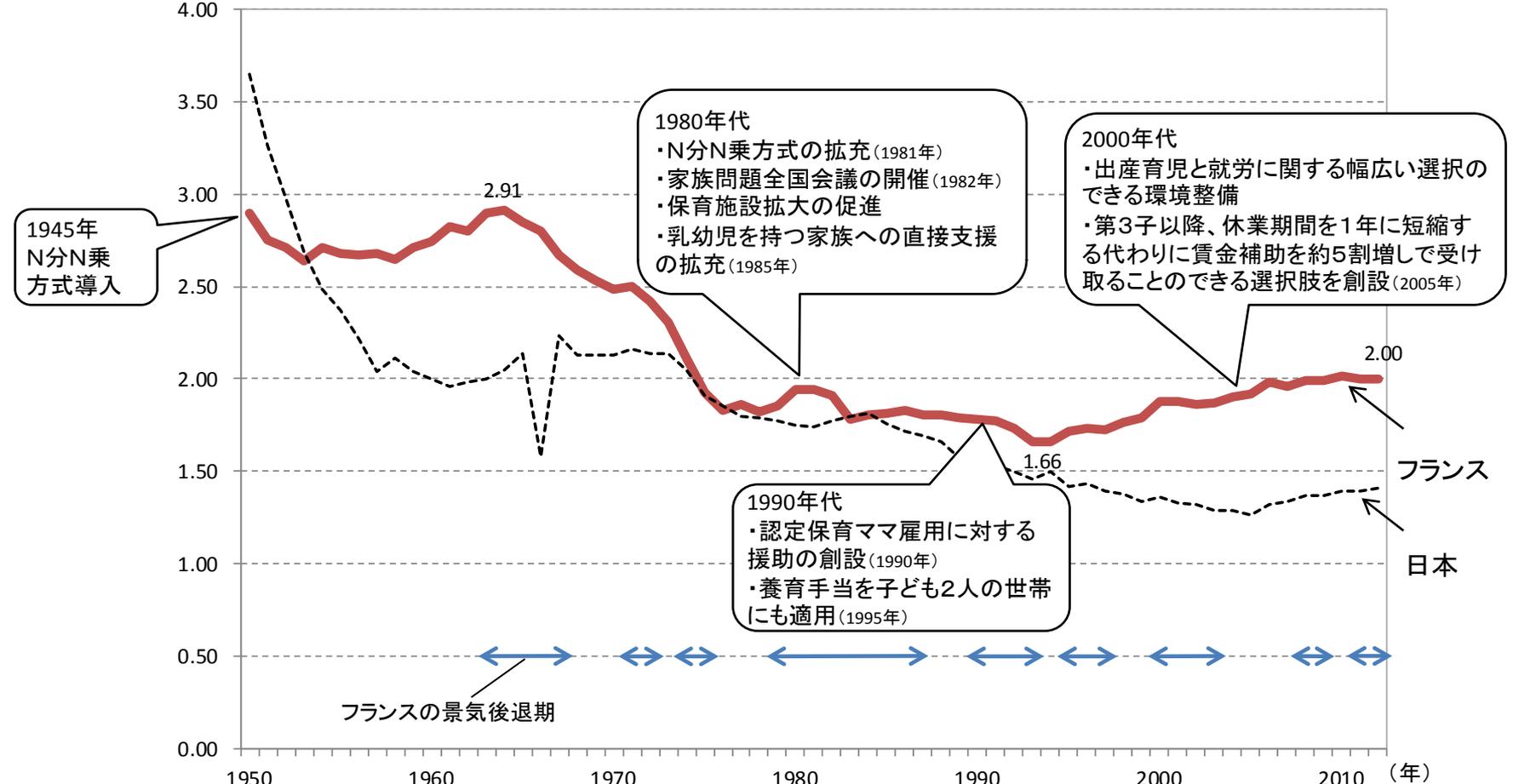
| | | |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| 新しい少子化社会対策大綱の策定 | 少子化社会対策の大綱については、少子化社会対策基本法に基づき、政府の総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として策定されるものであるが、現行の大綱については、平成26年度で5年を経過する。取り組むべき課題及び進むべき方向性を踏まえ、政府全体で取り組む総合的な指針として、新しい大綱の策定に向けた検討に早期に着手する。 | 2014/5/26 少子化危機突破タスクフォース(第2期)とりまとめ |
|-----------------|--|---------------------------------------|

參考資料

21. フランス: 合計特殊出生率の推移と人口・家族に関する政策

- フランスの合計特殊出生率は、1993年に1.66まで低下した後、2012年までに、2.00まで回復した。
- 過去、家族手当等の経済的支援が中心。1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、両立支援を拡充する方向で政策が進められている。

フランスの合計特殊出生率の推移

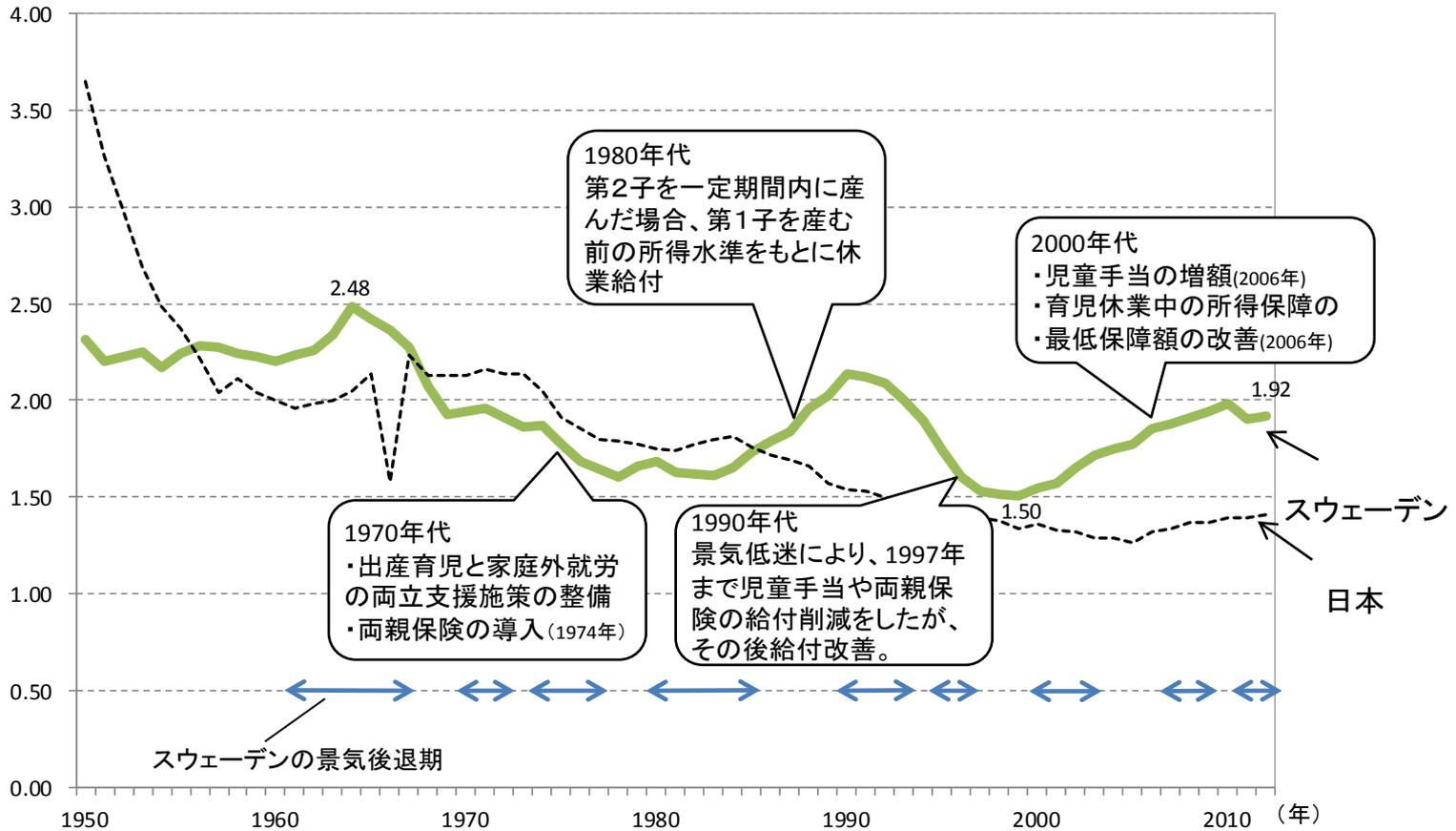


(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」、少子化社会に関する参考資料(少子化社会対策会議(第13回)、平成25年6月7日)、OECD「Family database」"Composite Leading Indicators"等をもとに作成。
 2. 景気後退期は、OECDの景気基準日の山から谷の間。
 3. N分N乗方式: 所得税について、世帯の所得を世帯構成人数で除した金額に税率を乗じ、再び世帯構成人数を乗じる方式。子どもの多い世帯ほど、税負担が軽減。
 4. 認定保育ママ: 県において職業教育を受けた後、母子保護センターで認定された保育ママが、自身の自宅か乳幼児の自宅で保育サービスを行う仕組み。

22. スウェーデン: 合計特殊出生率の推移と人口・家族に関する政策

- 1930年代、合計特殊出生率が世界最低水準(1.7)にまで落ち込んだ際に、政府は人口問題審議会を設置して人口問題に取り組み、世界に先駆けて子育てに係る経済的支援策等を導入。その後、経済的支援策の拡充、育児休業制度の導入、保育の質の向上等が図られている。
- 近年、合計特殊出生率が1999年に1.50まで低下。改めて様々な施策が講じられ、2012年には1.92まで回復した。

スウェーデンの合計特殊出生率の推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」、少子化社会に関する参考資料(少子化社会対策会議(第13回)、平成25年6月7日)、OECD「Family database」"Composite Leading Indicators"等をもとに作成。
 2. 景気後退期は、OECDの景気基準日の山から谷の間。
 3. 両親保険: 両性が取得できる育児休業の収入補填制度。育児休暇の取得を男性にも義務づけ、育児参加を促進し、女性の家庭内労働の負担及び機会費用の負担軽減に寄与する点が特徴。

23. 児童手当・育児休業・保育支援の国際比較①

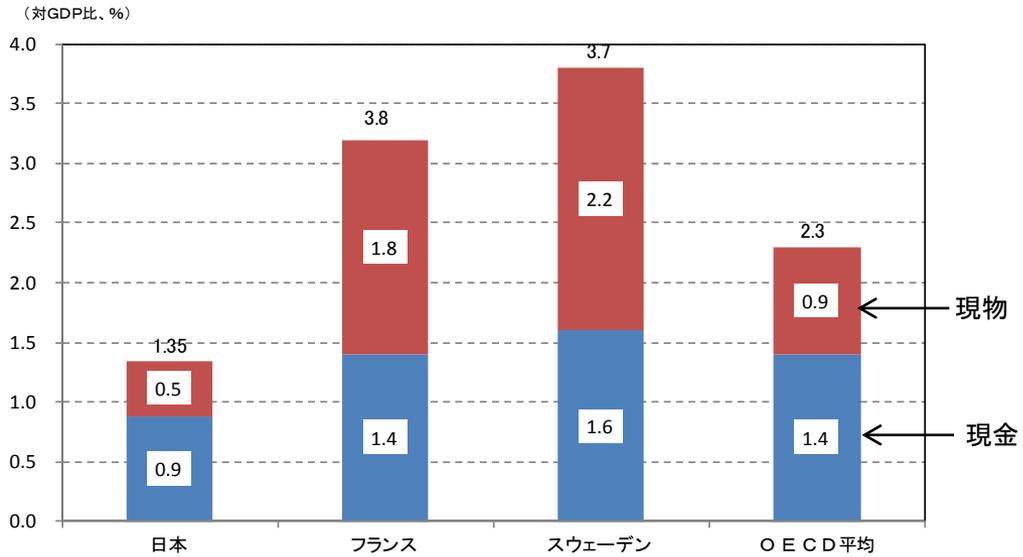
| | 日本 | フランス | スウェーデン |
|------|---|---|---|
| 児童手当 | <p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から中学校終了(15歳未満) <p>【手当月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満: 15,000円 ・3歳～小学校修了 <ul style="list-style-type: none"> －第1子、第2子: 10,000円 －第3子以降: 15,000円 ・中学生: 10,000円 <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あり(例: 夫婦・児童2世帯の場合は年収960万円) －児童1人当たり月額5,000円 | <p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降、20歳未満 <p>【手当月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2子: 約1.8万円 ・第3子: 約4.2万円 (以降1人につき約2.3万円加算) ・14歳～20歳までの児童には月額約0.9万円加算 <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし (※子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(N分N乗方式)) | <p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満(義務教育相当) <p>【手当月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子: 約1.7万円 ・第2子: 約3.6万円(うち多子加算額約0.2万円) ・第3子: 約6.0万円(うち多子加算額約1.0万円) ・第4子: 約9.3万円(うち多子加算額約2.6万円) ・第5子: 約13万円(うち多子加算額約4.6万円) ・第6子: 約16.7万円(うち多子加算額約6.6万円) <p>【所得制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし |
| 育児休業 | <p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が1歳になるまで (※保育所に入所できないなど場合には1歳6か月になるまで) <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業開始から180日目まで <ul style="list-style-type: none"> －休業開始前の賃金67%支給 ・181日目から子が1歳になるまで <ul style="list-style-type: none"> －休業開始前の賃金50%支給 | <p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が3歳になるまで ・1～3年間休職またはパートタイム労働 <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子: 最長6か月 <ul style="list-style-type: none"> －月額約8.1万円 ・第2子以降: 子が3歳になるまで <ul style="list-style-type: none"> －月額約8.1万円 (※第3子以降で休業期間を1年間に短縮する場合は約11.6万円に割増) | <p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が1歳6か月になるまで <ul style="list-style-type: none"> －フルタイムの休暇 ・子が8歳になるまで <ul style="list-style-type: none"> －時短勤務(最大4分の1の労働時間減少) <p>【給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子が8歳になるまで、両親合せて最高480日 <ul style="list-style-type: none"> －うち390日までは従前所得の80%相当額 －残り90日間は日額0.3万円 |
| 保育支援 | <p>【保育所利用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児: 26.2%、3歳以上児: 43.7% <p>【保育所保育料基準月額(3歳未満児)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44,500円(所得税納付額4万円以上10.3万円未満) ・61,000円(所得税納付額10.3万円以上41.3万円未満) ・80,000円(所得税納付額41.3万円以上73.4万円未満) <p>(就学児童2人の場合、保育料は基準額の50%。3人目以降は無料)</p> <p>【待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22,741人 | <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児: 49%が保育サービス(集団託児所や認定保育ママなど)を利用 ・3歳以上児: ほぼ100%が幼稚園に就学 | <p>【保育所利用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～5歳児: 84.1% <p>【保育サービスの自己負担上限月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子: 所得の3%(最高2.0万円)まで ・第2子: 所得の2%(最高1.3万円)まで ・第3子: 所得の1%(最高0.7万円)まで ・第4子以降: 無料 <p>(※3～5歳児は、少なくとも年525時間の無料の保育サービスが提供される)</p> |

(備考) 1. 厚生労働省「2013年海外情勢報告」等をもとに作成。
 2. 換算レートは、1ユーロ(€)=142円、1スウェーデン・クローネ=16円(平成26年6月中適用の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)。

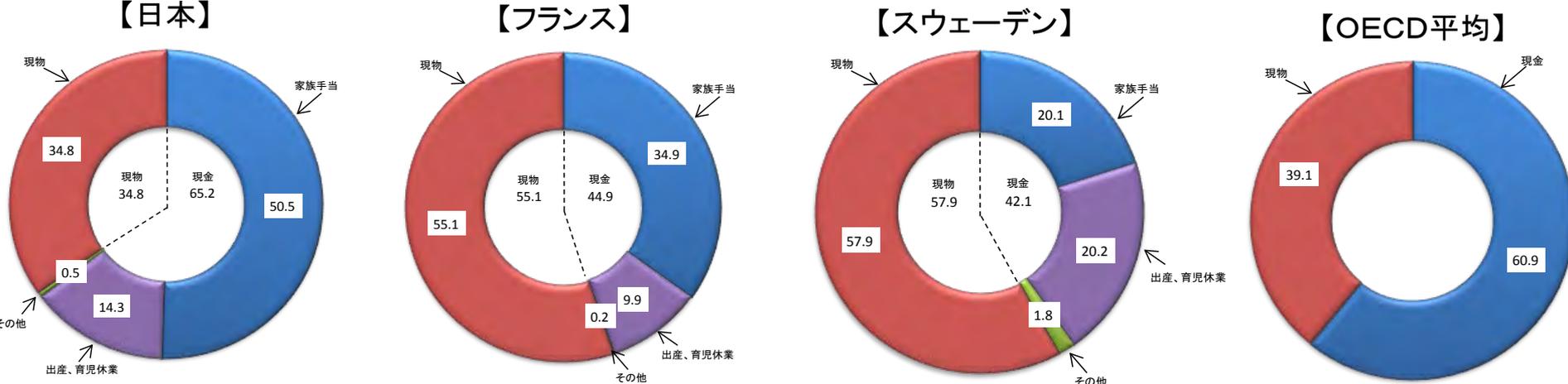
24. 家族関係政府支出の国際比較

日本の家族関係政府支出はOECD平均よりも低い。また、諸外国と比べて、現物給付よりも現金給付の割合が高い特徴がある。

<対GDP比(%)>



<構成割合(%)>

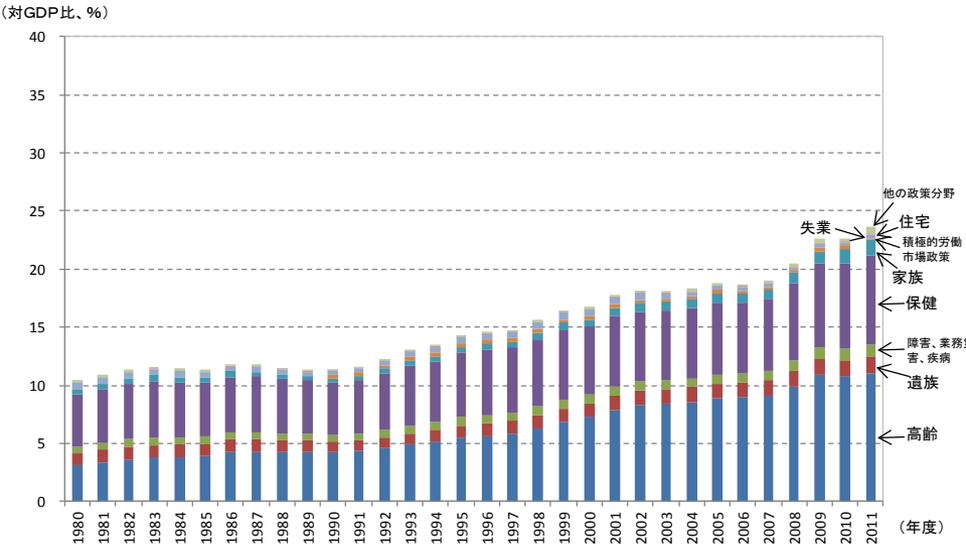


(備考) 1. OECD「Social Expenditure」、国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」をもとに作成。
 2. 2009年の値。日本のみ2011年度。
 3. 家族関係政府支出は、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を指す。
 4. 「現金給付」の「家族手当」は児童手当、児童扶養手当など、「出産、育児休業」は出産手当金、育児休業給付など、「現物給付」は保育所運営費、児童福祉施設整備費など。

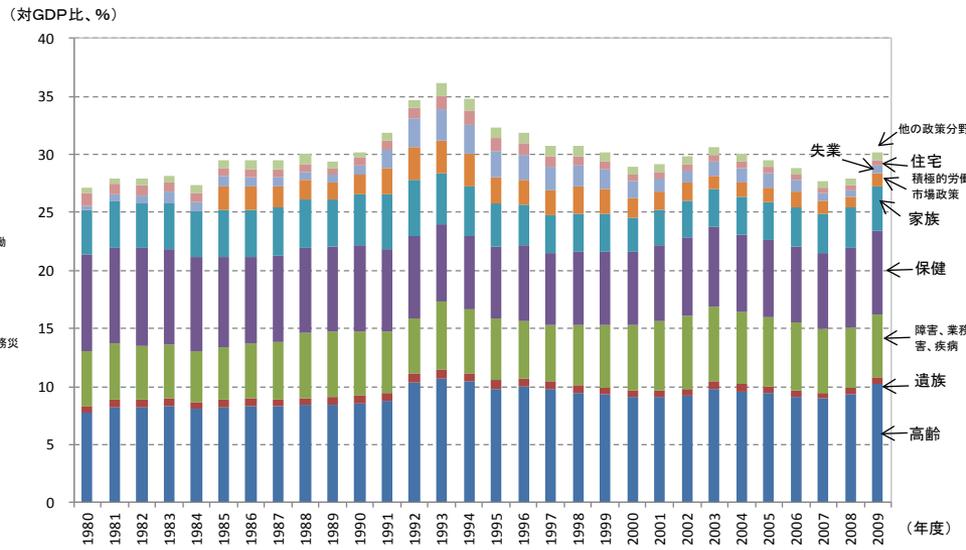
25. 分野別社会支出の推移(対GDP比)

<対GDP比>

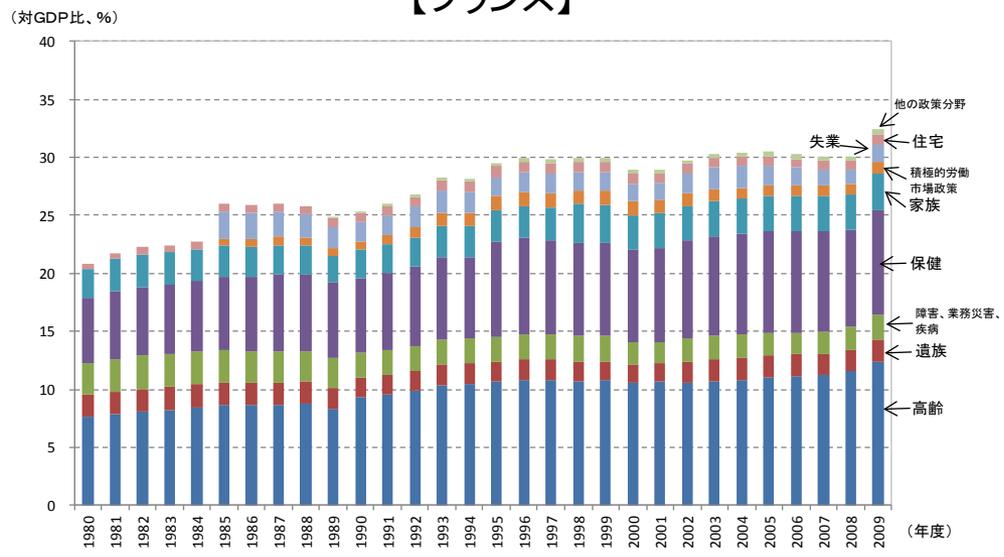
【日本】



【スウェーデン】



【フランス】



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」をもとに作成。

26. 最近の少子化対策に関連する法律の動き

次世代育成支援対策推進法(2003年制定、2005年施行)

| | | |
|----|---|---|
| 目的 | 次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。 <u>地方自治体及び事業主</u> に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付け、10年間の集中的・計画的な取組を推進する。 | |
| 内容 | 行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○策定指針:国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定 ○基本的な視点:①仕事と生活の調和 ②仕事と子育ての両立 ③企業全体での取組等 <li style="padding-left: 20px;">④企業の実情を踏まえた取組 ⑤社会全体による支援 ○市町村行動計画(自治体)に盛り込むべき事項 <li style="padding-left: 20px;">①地域における子育ての支援 ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 <li style="padding-left: 20px;">③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ④子育てを支援する生活環境の整備 <li style="padding-left: 20px;">⑤職業生活と家庭生活との両立の推進 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 ○一般事業主行動計画(企業)の内容に関する事項 <li style="padding-left: 20px;">①仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備 ②働き方の見直しに資する労働条件の整備 等 |

(備考) 次世代育成支援対策推進法の一部改正(2014.4.23制定)

- 法律の有効期限を2025.3.31まで10年間延長
- 新たな認定(特例認定)制度を創設
 - ・雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定(特例認定)制度を創設
 - ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける 等

子ども・子育て支援法(2012年制定)

| | | |
|----|--|--|
| 目的 | 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。「子ども・子育て支援法」のほか、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度を『子ども・子育て支援新制度』という。 | |
| 内容 | <p>【子ども・子育て支援新制度(2015年4月本格施行)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等(家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)への給付(「地域型保育給付」)の創設 ○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等) ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実 ○市町村が実施主体:地域のニーズに基づき計画(幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画)を策定、給付・事業を実施 ○社会全体による費用負担:消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 ○政府の推進体制:内閣府に子ども・子育て本部を設置 ○子ども・子育て会議の設置 | |

(備考) 厚生労働省HP「次世代育成支援対策推進法の見直しについて」、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(概要)」、内閣府HP「子ども・子育て新制度について」をもとに作成。

27. 国・自治体における少子化対策①

| | | 施策 | 内容 | H26予算額 |
|-------------|--------------|--------------|--|-----------|
| 家庭・個人への直接給付 | 子育て・教育コストの低減 | 児童手当 | <p>家庭等の生活の安定に寄与。次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。</p> <p>【支給額(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0～3歳未満: 15,000円 ・3歳～小学生: 第1・2子10,000円、第3子以降15,000円 ・中学生: 10,000円 <p>* 所得制限超: 5,000円(当分の間の特例給付)</p> | 1兆4,178億円 |
| | | 高等学校等就学支援金制度 | <p>国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給する。</p> <p>特に、私立高等学校等は、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、低所得者世帯等の生徒に対しては世帯の収入に応じて就学支援金を加算して支給する。</p> | 3,897億円 |
| | | 幼稚園就園奨励費補助 | <p>幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る事業を実施する地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の保護者負担を無償 ・第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降も所得制限を撤廃 | 339億円 |
| | | 奨学金の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人が行う経済的に修学困難な学生等への授業料免除等の実施に対する支援。 ・私立学校が行う経済的に修学困難な学生等への授業料免除措置等に対し、経常費補助金の措置を通じて支援。 ・意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう安心できる環境を整備するため、(独)日本学生支援機構が行う大学生等に対する奨学金事業の改善充実を図る。 | 3,488億円 |
| | 妊娠・出産支援 | 不妊治療の経済的負担軽減 | 高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。 | 169億円の内数 |
| | 要支援家庭対策 | ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。 | 1,787億円 |
| | | 障害のある子どもへの支援 | 特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を援助する。 | 102億円 |
| | | 慢性疾患等の児童への支援 | 長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家族の医療費の負担軽減及び患児や家族への福祉的支援策の充実を図る。 | 138億円 |

28. 国・自治体における少子化対策②

| | | 施策 | 内容 | H26予算額 |
|----------|-------------|-------------------------|--|------------------|
| 自治体事業の促進 | 母子保健・小児医療体制 | 周産期医療体制の充実 | 地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療管理室)、NICU(新生児集中治療管理室)等への財政支援を行う。 | 151億円の内数 |
| | | 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化 | 妊娠・出産等の相談・情報提供等を行う地域の相談・支援拠点として「女性健康支援センター」に全国統一の電話番号を設置し、相談・支援体制を充実する。産後の退院直後の母子の心身ケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を実施する。 | 11億円の内数 |
| | | 子どもの不慮の事故防止 | 保護者への効果的・効率的な情報提供や啓発活動を行う。 | 0.1億円 |
| | 要支援家庭対策 | ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するため、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援など総合的な自立支援を推進する。 | 92億円 |
| | | 児童虐待防止対策の推進 社会的養護の充実 | 児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の対応力向上を図るため、都道府県による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る取組を充実する。 虐待を受けた子供など社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・支援することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、小規模グループケアやグループホーム等の実施を推進する。 | 1,031億円 |
| | 地域の子育て支援 | 地域子ども・子育て支援事業 | 放課後児童クラブの充実、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業、新規参入施設への巡回支援事業 | 1,043億円 |
| | 保育サービスの充実 | 待機児童解消加速化プラン | ①保育所運営費の充実による保育所受入児童数の拡大 ②新制度の先取りとなる小規模保育等の支援 ・小規模保育、グループ型保育 ・家庭的保育(保育者の居宅等で行う保育) ・幼稚園の長期預かり保育 ・認可を目指す認可外保育施設の運営等の支援 ・認定こども園(保育所型、幼稚園型)の運営への支援 ・民有地マッチング事業 ③保育士の処遇改善 ④保育士確保対策の強化 等 | 6,248億円 |
| | 放課後対策 | 放課後子どもプランの推進 | 保育所の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、箇所数の増を図る。 | 332億円 51億円の内数 |
| | | 一時預かり 幼稚園の預かり保育 | 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施したり、教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国が所要経費の一部を補助する。 | 50億円 |

29. 国・自治体における少子化対策③

| 施策 | | 内容 | H26予算額 |
|--------------|-------------------|---|--------|
| 自治体事業の促進 | 地域の教育環境の整備 | 社会全体で子どもを支えていくため、地域住民等、豊かな社会体験を持つ外部の人材等を活用し、「学校支援地域本部」「放課後子供教室」などの学校・家庭・地域の連携による様々な取組を支援する。また、地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の豊かな社会資源を活用して、体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を支援することにより、土曜の教育支援体制等の構築を図る。 | 51億円 |
| | 子育てのための住宅整備 | 子育て世帯等の居住の安定確保を図る先導的な取組等を支援する。 | 340億円 |
| 自治体・企業向け環境整備 | 仕事と生活の調和に向けた取組の促進 | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」に基づき、政労使が一体となり取組を進めていくことを目的とした「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」等を運営し、及び長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しなど仕事と生活の調和に関する正しい理解を定着させ、労使の自主的な取組推進に資する好事例・ノウハウ等の情報発信、気運の醸成を図るための国民運動の展開等により、仕事と生活の調和を推進する。 | 0.3億円 |
| | 仕事と育児の両立支援策の推進 | 育休復帰後の円滑な復職支援のため、中小企業の個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン(仮称)」の策定・利用支援、イクメンプロジェクトの拡充や事業所内保育施設設置・運営等支援の拡充等を行う。また、育児等を理由とする離職により、一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が復職するに当たり、職場復帰への不安を解消できるよう情報提供・セミナー等を行う。 | 82億円 |
| | 働き方の見直し・WLB | 仕事と生活の調和の実現のため、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した長時間労働の抑制への対応など、労使の自主的な取組の支援を行うとともに企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の活用方策の検討や、この指標の活用に関する好事例の収集・分析、「地域の特性を生かした休暇取得促進のための環境整備事業」の拡大等を行う。 | 9億円 |
| | テレワークの普及促進 | 多様で柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証や、テレワーク未導入企業に対する専門家派遣、セミナーによる普及を行うとともに、テレワーク導入経費に係る支援、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集の作成・周知や、テレワーク人口の実態について調査・把握、テレワーク展開拠点の検討等の取組を各省で総合的に行う。 | 6.1億円 |
| | ダイバーシティ経営企業100選 | 育児と両立しやすい環境整備等を通じて、女性を始め多様な人材を活かす「ダイバーシティ経営」に取り組む企業を表彰し、ベストプラクティスとして広く発信することにより、積極的に取り組む企業のすそ野を広げる。 | 4.6億円 |

(備考)資料P25～27については、内閣府「平成26年版少子化社会対策白書」、守泉理恵「1990年以降の日本における少子化対策の展開と今後の課題」(2014.7国立社会保障・人口問題研究所)をもとに作成。

30. 国における少子化対策の枠組み一税制

| 税 制 | | |
|--------|----------------------|---|
| 分 類 | 施 策 | 内 容 |
| 非課税措置 | 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置 | <p>高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。 この資金について、子・孫ごとに1,500万円(※)までを非課税とする。 ※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。 ・教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。 ・孫等が30歳に達する日に口座等は終了。 ・2013年4月1日から2015年12月31日までの3年間の措置。 |
| 税制優遇制度 | くるみん税制 | <p>次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。</p> <p>*くるみん認定企業 従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定める行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受ける。</p> |
| 所得控除 | 扶養控除 | 納税者に所得税法上の控除対象扶養親族(その年12月31日現在の年齢が16歳以上)となる人がいる場合に受けられる。 |
| | 寡婦・寡夫控除 | <p>納税者が所得税法上の寡婦に当てはまる場合に受けられる。(控除金額 寡婦・寡夫:27万円、特定寡婦:35万円)</p> <p><寡婦の要件(1)、(2)のいずれか></p> <p>(1) 夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする子がいる人(子は総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人)</p> <p>(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人</p> <p><特別寡婦の要件(1)~(3)の全て></p> <p>(1) 夫と死別し又は離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない一定の人</p> <p>(2) 扶養親族である子がいる人</p> <p>(3) 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p><寡夫の要件(1)~(3)の全て></p> <p>(1) 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>(2) 妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていないこと又は妻の生死が明らかでない一定の人であること</p> <p>(3) 生計を一にする子がいること。(子は総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人)</p> |
| | 医療控除 | 自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に受けられる。 (出産費用、不妊治療費用等) |

(備考)文部科学省HP「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について(H26.8.1現在)」、厚生労働省パンフレット「次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主・経理担当者の皆さまへ」、国税庁HPをもとに作成。